

令和4年11月定例会 経済委員会（付託）

令和4年12月5日（月）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

原委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（10時37分）

これより、農林水産部関係の審査を行います。

農林水産部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

- 令和5年度に向けた農林水産部の施策の基本方針について（資料1）
- 徳島県みどりの食料システム戦略基本計画(素案)について（資料2，3）

平井農林水産部長

この際、2点、御報告させていただきます。

1点目は、令和5年度に向けた農林水産部の基本方針についてでございます。

資料1を御覧ください。

農林水産部におきましては、資料上段の四角囲みでございます新次元を拓く「食料供給立県・徳島」の弛まぬ挑戦といたしまして、Ⅰ、「持続可能な農林水産業」を先導するために、Ⅱ、「強靱で魅力あふれる農山漁村」を創造するためにの大きく二つの視点、そして下段のほうにございます、更なる飛躍を目指して大阪・関西万博から放つ！阿波ふうどの輝く魅力創出の観点から、令和5年度の施策を展開してまいります。

まず、左上、Ⅰ「持続可能な農林水産業」を先導するために、①とくしま型グリーンな農林水産業の推進といたしまして、有機農業など環境に配慮した農業の推進、またエシカル農産物等に対する消費者の理解醸成、同時に国が進めるみどりの食料システム戦略に呼応し、今年度策定する本県ならではの基本計画の着実な推進を図ります。また、健全な森林サイクルの確立や藻場造成の推進などに併せまして、本県農林水産業のGXを推進してまいります。

次にその下、②成長する農林水産業スマート化の実装といたしまして、産学官の多様な主体との連携によりニーズに即した技術開発に取り組むとともに、現場実装の加速や人材の育成、林業における航空レーザ測定の活用、水産業における漁海況予測システムの構築など、DXを推進してまいります。

次に右上でございます。

Ⅱ、「強靱で魅力あふれる農山漁村」を創造するために、①危機打破！「食料供給立県」の展開といたしまして、産地の課題解決を図る産地リノベーション等による園芸産地の振興を進めるとともに、農・林・漁業の各アカデミーにおける即戦力となる人材育成、牛ふん堆肥などの地域内未利用資源の活用と飼料用米の作付け促進など、この柱の副題としても掲げておりますように耕畜連携の加速と米価低迷対策を推進いたしますとともに、ほ場や林道、漁港などの生産基盤の整備、家畜伝染病に対応する危機管理体制の強化、養

殖業の振興などを図ってまいります。

その下、②ふるさと発信！人が集う農山漁村づくりの推進といたしまして、都市農村交流の促進や、多様な担い手の確保、農山漁村の文化・伝統の発信、鳥獣害対策、土育の推進及びため池や治山ダムの整備、地籍調査の実施により、災害に強い強靱な農山漁村の創造などを通じまして、地方回帰を加速させてまいります。

最後に、下側でございます。

先ほどの大きく二つの視点に加えまして、更なる飛躍といたしまして大阪・関西万博から放つ！阿波ふうどの輝く魅力でございます。

ここでは、大阪・関西万博を見据えた国内外への魅力発信や、首都圏をはじめとする大消費地でのニーズを捉えたブランド力の強化、好調な輸出における効果的なプロモーション展開などにより、ヒト・モノ・コトの情報を徳島へ新たな流れを生み出してまいります。これらの柱立てや施策を通じまして、徳島の強みを生かすエシカル農林水産業の実現を図るべく農林水産部を挙げてしっかりと取り組んでまいります。

次に2点目の御報告でございます。

徳島県みどりの食料システム戦略基本計画（素案）の概要についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと存じます。

今年度中に策定することとしております徳島県みどりの食料システム戦略基本計画の素案をこの度取りまとめましたので、概要を御説明申し上げます。

当計画につきましては、生産者をはじめ学識経験者や消費者団体からなる有識者会議における御意見、御提言、同時に委員会での御論議を踏まえ、策定を進めているところでございます。

1、計画の位置付けといたしまして、まず背景として地球温暖化による気候変動によりまして、作物の生育不良や品質の低下、新たな病害虫の発生など、国内外において食料生産上の課題が顕在化する中、将来にわたる食料の安定供給に向けましてGX、DX時代を捉えた新たな政策の推進が必要となっていると考えております。

これらの対応といたしまして、国において持続可能な農林水産業の実現に向けた、みどりの食料システム戦略が策定され、その実現を図る、みどりの食料システム法が本年7月に施行されたところです。当計画は、みどりの食料システム戦略に即応し、同法第16条に基づき策定するものです。

次に右側の2、基本理念といたしまして、徳島県における持続可能な農林水産業の実現を目指し、GX、DXによる、みどりのイノベーション及びエシカル消費を通じて、みどり戦略実践産地の創出を図るとしております。

左側、3、計画の体系でございます。

計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間としまして、徳島県及び24市町村の連名による県・市町村一体型の計画としてまいりたいと考えております。

また、計画の柱立てにつきましては、徳島ならではの二段構成と考えておりまして、一つ目の柱を徳島県版みどりの循環といたしまして、資材調達、生産、加工・流通、消費の全段階にわたる経済循環を重視する柱として設定いたしまして、二つ目の柱を各都道府県が地域の実情に応じて環境負荷低減の基準を定める法定事項としております。

次に右側、4、数値目標といたしまして、戦略目標、関連施策目標として定めることと

しております。

まず、戦略目標としまして、国と同水準である2030年までに化学農薬使用量10パーセント削減、化学肥料使用量20パーセント削減を共通的な目標として高く掲げますとともに、有機栽培、エコファーマー、GAP、特別栽培からなるエシカル農産物の生産面積でございますとか、地産地消をはじめとする食育の展開などの数値目標を関連施策目標として、今後、有識者会議の御意見を踏まえて定めてまいります。

その下、5、主な施策を御覧ください。

先ほど説明申し上げましたとおり、二つの柱で整理しております。

まず、徳島県版みどりの循環では、資材調達、生産、加工・流通、消費の各分野ごとに環境負荷低減に係る推進施策を位置付けることとしております。

①資材調達では、耕畜連携による自給飼料生産や廃菌床を堆肥化するなど、未利用資源の有効活用をしっかりと進めてまいります。

②生産では、エシカル農業を実践する生産者の拡大を図りますとともに、品目ごとの栽培マニュアルの策定、更なる環境負荷低減に資する技術の開発普及を進めてまいります。

③加工・流通におきましては、例えば生産物出荷の際におけるリターナブル資材の利用など、農作物の物流体系の効率化を進めてまいります。

④消費では、エシカル農産物等のPRや実需者とのマッチング、学校現場での農業体験や県産品の給食提供による食育を実施し、環境に配慮した農林水産業への理解とエシカル消費の普及を推進してまいります。

次に法定事項におきましては、①環境負荷低減事業活動として推奨する類型の設定については、事業者が行う環境負荷低減事業活動の実施計画を認定するための技術的基準等を定めているところでございまして、化学肥料、化学農薬の使用減少の促進や、温室効果ガスの排出量削減の促進など、推奨する類型を定めてまいります。

②特定区域の設定につきましては、地域の関係者が一体となって有機農業を実践する区域を定めるものでございまして、この区域の設定については現在、市町村と設定に向けた検討を進めているところでございます。

③基盤確立事業の内容につきましては、今後地域で活用が期待される品種改良や低コスト機械開発などにつきまして、関連のメーカーとも連携、協力いたしまして、みどりのイノベーションを進めてまいります。

④流通及び消費の促進につきましては、流通分野のエネルギー使用の低減や、生産者との交流による食育を進めます。

なお、詳細版につきましては、資料3、徳島県みどりの食料システム戦略基本計画（素案）を御高覧いただきたいと存じます。

最後に、策定に向けての今後のスケジュールでございまして。

資料に記載はございませんが、当委員会の御論議を踏まえまして、12月にパブリックコメントを実施いたしますとともに、来年1月下旬を目途に開催いたします有識者会議での議論を経まして、2月定例会で改めて最終案をお示しさせていただければと考えておるところでございます。

報告事項は以上でございます。

御審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

原委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

喜多委員

国土強靱化対策等についてお尋ねいたします。

近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化、頻発化しており、昨年9月には県南部に線状降水帯が発生しました。四国で初めて顕著な大雨に関する情報が発表され、床上・床下浸水の住居被害が発生するなど大きな爪痕を残しました。加えて、南海トラフ巨大地震の発生確率が40年以内に90パーセント程度に引き上げられるなど災害リスクが高まっており、農山漁村に暮らす住民に大きな不安を与えている状況になっております。

こうした中、国においては平成29年度補正予算から防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策、また令和2年度補正予算から5か年加速化対策が進められており、12月2日に成立した令和4年度第二次補正予算においても、5か年加速化対策が総額8,206億円の農林水産事業関係予算の中で計上されたと聞いております。

また、先日、我が会派の重清議員の代表質問に対して知事から、国の補正予算に即応し国土強靱化関係の公共事業などを閉会日に提案し、11月追加補正予算から令和5年度当初予算までを16か月予算として一体的に編成するという一方で、切れ目なく施策を展開してまいるとの答弁を頂いており、自然災害リスクが高まる中、非常に心強い言葉と感じているところであります。

そこで、県においては、この国土強靱化対策予算を活用し、農山漁村地域の国土強靱化につながる様々な取組を実施していると思われまますので、本日はこの件についてお伺いいたします。

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策と、これに続く5か年加速化対策に取り組みられておりますが、まずその主な成果についてお尋ねいたします。

太田農山漁村振興課長

ただいま喜多委員から、国土強靱化のための3か年緊急対策と5か年加速化対策の主な成果について御質問を頂いたところでございます。

これまで農林水産部では、平成29年度からの3か年緊急対策で国の予算額としまして25億1,000万円、また令和2年度からの5か年加速化対策、こちらは2か年分となりますが、64億1,000万円、合計しまして89億2,000万円を計上させていただき、対策を実施しております。

こちらの主な成果でございますが、農業基盤整備では、決壊した場合に下流への影響が大きい農業用ため池について阿波市源太池であるとか、吉野川市の塚池など4か所の老朽化対策、また森林整備におきましては、山地災害の防止に向けまして上勝町榎平地区や海陽町大又地区など19か所の治山対策、さらに漁港施設におきましては、防災機能の強化に向けまして牟岐町、牟岐漁港、楠ノ浦地区の陸こうのかさ上げによる津波浸水対策など、

自然災害に強い農山漁村づくりに向けた対策工事を完了しております。

このように、国の国土強靱化予算を通常の公共予算にプラスしまして、計画を前倒しして完成させるなど、着実に成果を積み上げさせていただいております。

喜多委員

説明を頂きましたように、国土強靱化予算を活用して農業用のため池、治山対策、津波浸水対策など着実に成果を積み上げていることは県民の安全・安心に直接つながることであり、非常に有意義な取組をしていただいていると考えるものでございます。

次に、令和2年度からの5か年加速化対策でございますけれども、本県は山地や山間地が多くて台風などの豪雨災害を受けやすい地理的な特性があり、また切迫する南海トラフ地震による被害も考慮して緊急性の高いところから計画的に対策を実施していると思われませんが、今後の計画についてお尋ねいたします。

太田農山漁村振興課長

ただいま、5か年加速化対策の今後の計画について御質問を頂きました。

まず、農業用ため池につきましては、決壊した場合に下流への影響が大きい防災重点農業用ため池が県下に363か所ございます。これまで廃止を含めて72か所で対策が実施済みとなっており、対策が未実施の防災重点農業用ため池につきましては、老朽度を評価します劣化状況評価、また地震・豪雨耐性評価の調査を優先的に進めておりまして、その調査結果や地元の御意向等を踏まえまして、対策が必要なため池の箇所数を把握し、優先順位を付けまして計画的な対策に取り組んでおるところでございます。

次に、治山対策につきましては、山地災害危険地区等のうち土石流等による災害発生リスクが高い地区から優先して治山ダム等の施設整備を進めておるものの、荒廃山地の復旧も含め早急な対策が必要な箇所がまだ相当数あると把握してございます。

また、漁協施設の防災機能強化につきましては、椿泊漁港の岸壁でありますとか、由岐漁港、鞆浦漁港の防波堤の耐震化を鋭意進めておるところでございますけれども、完成までには時間を要するほか、県内の各漁港で予防保全に向けて老朽化対策がまだ多数残っておるという状況となっております。

これまで国土強靱化予算を活用いたしまして、緊急度の高い箇所を優先し、計画的に対策工事を進め、国土強靱化に向けた一定の成果を上げておるところでございますが、本県の地理的特性や近年ますます激甚化、頻発化する気象災害、また発生確率が引き上げられました南海トラフ地震など、新たな自然災害等の発生に関連するこういったものに対応していくためには、この5か年加速化対策期間のみならず、期間後におきましても国土強靱化対策を引き続き実施していく必要があると考えてございます。

喜多委員

ただいま説明いただきましたように、国土強靱化予算を活用して緊急度の高いところから計画的に対策を進めているとのことですが、一方で引き続き対策すべき箇所も多数あり、これらに対応するためにはそれ相当の予算が必要と思われませんが、県はどう対処していく予定なのかお尋ねいたします。

太田農山漁村振興課長

ただいま、今後も引き続いて対策していく箇所が多数残っておるということで、そのようなものに今後対応していくための予算ということで御質問を頂きました。

委員お話しのとおり、5か年加速化対策予算は優先すべき箇所へ配分して整備を進めておりますけれども、今後も計画的に対策を進めるためには相当な予算が必要であると認識しております。5か年加速化対策期間における必要十分な予算の確保と対策期間後におきましても、新たな国の強靱化対策予算が必要であると考えております。

このため、本年11月には農林水産省に対しまして徳島発の政策提言において5か年加速化対策予算を当初予算も含め別枠でしっかりと確保していただくとともに、5か年加速化対策の完了後も引き続いて国土強靱化対策予算を安定的かつ継続的に確保する旨、要望を実施したところでございます。

この結果、令和4年度二次補正予算におきまして、5か年加速化対策予算が事業規模として約2.37兆円計上されまして、これまでの3か年の累計で事業規模としましては9.6兆円となりまして、計画より前倒しの予算化が実現しているところでございます。このことは、政策提言を実施したことにより一定の効果があつたものと考えておりまして、今後におきましても、県としましてあらゆる機会を通じて国へ国土強靱化予算の要望活動を行ってまいりたいと考えております。

喜多委員

説明いただきましたように、県は国に向けて5か年加速化対策予算の確保と、対策期間後も安定的、継続的に強靱化予算が必要である旨、政策提言などあらゆる機会を通じて国へ要望していくとのことでございます。強靱化予算は計画的な防災・減災対策に欠かせないことはもちろんですが、地域の守り手である建設産業が深刻な担い手不足に直面する中、その使命を果たし健全に発展できる環境とするためにも安定して確保することが必要だと思えます。県議会としても、県と歩調を合わせ国に向けて要望していくべきかと考えます。

そこで、県議会として国に対し、防災・減災、国土強靱化対策の強力な推進に係る意見書を是非とも提出してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

原委員長

ただいま喜多委員より、防災・減災、国土強靱化対策の強力な推進について、徳島県議会会議規則第14条第2項に基づき、国に対し意見書を提出願いたいとの提案がありました。

本件はいかがいたしましょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、委員各位にお諮りいたします。

この際、経済委員長名で意見書案を閉会日に議長宛て提出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

意見書の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、文案は正副委員長に御一任願います。

また、当該意見書については、県土整備委員会にも関係しますので、併せて提出する場合は文案を相談したいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

井川委員

先ほど部長から、みどりの食料システム戦略基本計画素案の報告がございました。

政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すとの方針に従ってグリーン社会の実現を推進しているということですが、農林水産分野の取組として昨年、みどりの食料システム戦略が打ち出されたと認識しております。実は私も有機とかを進めている方から、県の取組はどうなっているんですかとかいう話を受けたことがあるんですが、ちょっと漠然としか答えられませんでした。

県においては、みどりの食料システム戦略に即応し、この度の素案の取りまとめとなったと思います。そこで、何点か御質問したいと思います。

まず、目標の設定についてであります。持続可能な農林水産業の実現に向けて国の高い目標と同水準とするとのことであり、高い目標設定を評価したいと思います。そこで、化学肥料や化学農薬を低減する栽培には有機農法など幾つかの農法がありますが、環境負荷低減に効果をもたらす農法の本県での現状と、どのような技術が導入されているのか、一例を教えてくださいたいと思います。

七條農林水産政策課長

ただいま、今回お示ししました基本計画の目標設定を踏まえまして、環境負荷低減に効果をもたらす農法の本県での状況と、その内容についての御質問でございます。

まず、目標設定についてでございます。昨年、農林水産省より発表されております国のみどりの食料システム戦略では目標年度を2050年と定めまして、化学農薬の使用量を50パーセント低減、化学肥料の使用量を30パーセント低減、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25パーセントまで拡大するとの目標が設定されたところでございます。

さらに、本年6月には国におきまして、中間目標といたしまして2030年を目標年度とします新たな数値目標が設定されたところでございます。その内容は、化学農薬の使用量を10パーセント低減、化学肥料の使用量を20パーセント低減というものでございます。

県におきましては、当面の目標を国と同水準とさせていただきまして、積極的な推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

そこで、委員御質問の本県におきます有機農業をはじめとします環境負荷低減に寄与する農法についての現状でございますが、県におきましては、これまで化学肥料、化学農薬

の使用を行わない有機農業，それから慣行栽培よりも50パーセント，それぞれ削減いたしました特別栽培，さらには慣行よりも20パーセント削減いたしますエコファーマー，それから農業の生産活動の各工程を正確に実施しまして記録，点検を繰り返す改善活動でありますGAP，この四つから成ります取組をとくしまエシカル農業と位置付けまして，面積の拡大を支援してきたところでございます。

直近の数字でございますが，令和3年度のエシカル農業の栽培面積は1,787ヘクタールまで広がっておりますところでございます。このうち，有機農業，有機栽培の面積は183ヘクタールとなっておりますところでございます。

今後の展開でございますが，これまで取り組んでまいりました関連施策はもとより，昨年度，国におきまして環境負荷低減に関する地域ぐるみでのモデル的先進地区を創出することを目的として創設されました，みどりの食料システム緊急対策交付金などを活用しまして積極的に推進してまいりたいと考えております。

現在，本県におきましては，この交付金を活用しまして，既に県内5地区で有機農業の産地づくりですとか，グリーンな栽培体系への転換の取組が行われているところでございます。

一例を御紹介しますと，小松島市におきましては，水稻の有機農業の産地づくりのために，土づくり資材の秋施用を行います大規模展示ほの設置ですとか，有機農産物の消費拡大のためのイベント開催，さらには有機農産物の学校給食への活用などが行われております。

また，徳島市におきましては，レンコンに有機質肥料の比率を増加させることにより化学肥料の使用量の低減を図る取組ですとか，ドローンによります局所的な農薬の散布などの取組が行われているところでございます。

阿南市では，イチゴ，キュウリ，カンキツなどにおきまして天敵，それからフェロモン剤を活用しました化学農薬の使用量を削減する取組が既に行われており，これらの活動に対しまして，県といたしまして技術的な指導でありますとか，経費の一部の支援を行ってきたところでございます。

今後とも生産性と持続性の両立に向け，積極的かつ効果的な推進を図ってまいりたいと考えております。

井川委員

ありがとうございます。

委員会の県外視察でも千葉の木更津で見せていただきまして，本当に何も使わない米作りということで取り組んでいる。ただ，学校給食に使って，これは非常にいいことと思うんですけど，買取り価格というのも結構高かったように聞いておりますし，これからも持続可能にするためにはやっぱりちょっとあれも厳しい面もあったりして複雑な思いをしながら見学してきたところであります。

県下でも幾つかの活動が進行している状況であるということはよく分かりました。思った以上にたくさん進行していると思います。更に多くの生産者の方々に取り組んでいただきたい，こういう必要があると思います。

先ほど環境負荷低減事業活動の認定について説明がありました。生産者の方々の低減活

動を認定することとなると思いますが、目標の達成には、この認定を受ける生産者を増やしていくことが必要だと考えます。認定の基準やどのようなメリット措置があるのか、お伺いしたいと思います。

七條農林水産政策課長

生産者が取り組みます環境負荷低減事業活動の認定の制度について御質問を頂いたところでございます。

みどりの食料システム法におきましては、生産者の皆様の環境負荷低減活動を促進するために、メリット措置を伴います認定制度が設けられております。生産者が行おうとする事業活動の計画書を、県において認定する仕組みとなっているところでございます。法律により、基本計画には認定の可否を判断する技術的な基準を定めることとなっておりますことから、今回認定の対象となる技術の類型をお示しするとともに、生産者の皆様に分かりやすくお伝えするため活用する技術、それから事業活動を具体的に明記させていただいているところでございます。

内容の一例としまして、まず化学肥料、化学農薬の削減に資する技術としましては、先ほど御紹介させていただきました減農薬、減肥料それから堆肥の施用等、三つの技術を一体的に活用して環境負荷低減を目指しますエシカル農業を一つの基準として定めさせていただいております。

また、最近の高度な環境制御機器を活用しまして、効率的な肥培管理によります化学農薬の低減ですとか、温室効果ガスの排出の削減に資すると言われております化石燃料に頼らないヒートポンプですとか、木質バイオマスボイラーなどの省エネ機器の導入についても記述させていただいております。

そのほかに、もみ殻ですとか木竹などを原料としますバイオ炭の農地への施用による土壌炭素の貯留ですとか、生分解性プラスチック資材の利用によりますプラスチックの排出、流出の抑制などの基準を明記させていただいているところでございます。

次に、認定に当たってのメリット措置でございますが、具体的に申しますと、例えば無利子の経営改善資金であります農業改良資金等の償還期間の延長でありますとか、機械、設備を整備する場合に導入当初の特別償却によりまして所得税、法人税の負担を軽減するといった措置が用意されているところでございます。

県といたしましては、生産者の皆様にこれらのメリット措置を活用いただくため、その前提となります基本計画には、より多くの技術を分かりやすく盛り込んでまいりたいと考えており、認定が円滑に行われるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

井川委員

環境負荷低減活動には、有機農法をはじめとするエシカル農業が該当するわけですが、化学農薬、化学肥料の使用量を減らすと、どうしても収量の減少とか外観などの品質の低下があるのではないかと心配されるところであります。生産された農産物が流通業や消費者の皆さんに適正に評価され、生産コストに見合った価格で取引されないと、環境負荷低減の活動は継続できないと思いますが、どのような施策を検討されているのか、教えていただきたいと思っております。

七條農林水産政策課長

ただいま、環境負荷低減活動により生産されます農作物の評価について、今後どのような施策を考えているのかというような御質問でございます。

環境負荷低減活動は、持続可能な農林水産業を実現していくために不可欠な活動であるという一方で、委員お話しのように、現在、一般的な栽培技術では収量の減少でありますとか、外観など品質の低下が懸念されるところでございます。そこで、環境負荷低減活動で栽培されました農産物については、環境負荷に取り組んでいる行為を適正な付加価値として加算した金額で取引されることが望まれるところでございます。

このため、流通業や消費者の皆様方に、環境負荷に配慮した農業の意義ですとか、環境保全に資する効果、さらには農業者の努力などを深く御理解いただいた上で、購買活動につなげていく必要があると考えております。

そこで、生産者の環境負荷低減活動やエシカル農産物の魅力を各メディアを活用しまして、その生産、販売の情報の発信ですとか、消費者団体との協働などによりますエシカル農産物の理解の促進と利用拡大を図ってまいりたいと考えております。

また、飲食店や企業の食堂などにおきましても、エシカル農産物を積極的に御利用いただく働き掛けですとか、将来にわたり消費者となります子供さん方に、環境に配慮した農業が環境保全にもたらす役割、それからエシカル農産物の価値などを学ぶ機会をより多く創出するなど、食育の推進を図ってまいりたいと考えております。

井川委員

本当に頑張っていたいただきたい施策だと思います。私も農家の出身であります。スーパーとかに買物に行っても、野菜が本当に安過ぎるんですね。野菜も薬物も米もそうです。本当に農産物が一般工業製品みたいな感じで安く安くされている。やっぱり農産物を作るためには長い歴史もあり、本当に農家の方が努力してきたということで、今はもう何もかもが値上げになっとなる中で、農産物も上げろという言い方じゃないんですが、もっとその価値というのを見いだしてもらわないと、本当にこれから2050年に向けて食料危機が必ず訪れるというときに、やはり自県の農業というか農家を守っていかないと、どうにもならない。

ただ、その農業を守るだけではなくて、やっぱりこういうエシカルというか低農薬、低肥料というんですか、本当に体にすばらしいものを作り上げて、やっぱりもっと国民、県民の方に農業を分かっていたいただけるような施策で、皆さん頑張っていたいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。私も応援してまいりますのでお願いいたします。

梶原委員

ターンテーブルについてお伺いいたします。

これから年末の書き入れ時でもありますし、またインバウンド等で国内外の観光客が随分増えているということで期待されてるんですけども、6月議会でターンテーブルの令和3年の状況が出てました。売上げが目標の2億4,000万円に対して3億円ということで、大変検討されてるなと思ったんですけども、令和4年の目標が2億5,000万円とい

うことで、現在の状況がどうなってるのか、教えていただきたいと思います。

宮崎もうかるブランド推進課長

ただいま梶原委員より、ターンテーブルの目標数値に対する現状ということでお伺いいただいております。

運営事業者を確認したところ、今年度におきましてもコロナの第7波、それから円安の影響など大変厳しい運営状況が続いておりますけれども、徳島の食の発信拠点といたしまして、ランチを中心に県産野菜の良さを引き出すメニュー展開とか、手ぶらバーベキュープラン、都民割の活用など、知恵と工夫を凝らしました運営に尽力いたしまして、飲食部門の直接売上げはディナーの戻りも最近増えており、年末シーズンに向けて徐々に回復してきているものと聞いております。

それに加えて、最近11月29日には関東圏でNHKの首都圏ネットワークとかTBSのニュース番組で、夕方のニュースなんですけれども、ここであえて名前を出さずに食を通じて徳島の魅力を体験できるターンテーブルの取組が大きく取り上げられまして、放送を見た視聴者やほかの自治体からも問合せが増えて来店者が増えるなど、徳島の魅力に触れる機会の増加につながっているところでございます。

現状でいきますと、飲食部門では昨年並みの同程度と考えておりますけれども、引き続きインバウンドの再開も追い風になると考えております宿泊部門の利用も期待しながら、飲食、物販の売上げの目標を達成できるように、運営事業者と密に連携しながらしっかりと取組を進めてまいります。

梶原委員

分かりました。今、第8波で飲食業の方、また大変な思いで営業されてる方が多いので、ターンテーブルも本当に頑張られているので頑張っていたきたいなと思うんですが、6月でも出ましたけれども、県産食材の産直マルシェを定期的に開催してるということだったんですが、これは今もずっと続けられてるんですか。

宮崎もうかるブランド推進課長

産直マルシェについての御質問を頂いております。

令和3年2月にマルシェをリニューアルオープンいたしまして、屋内のみで販売していた物販を屋外にも拡大し、貨客混載のバスも活用しながら朝採れた県産野菜が鮮度を維持したまま翌日には産直マルシェに並ぶということで、周辺のお客様や飲食店の利用も大幅に増えたものと考えております。

これまでは夏場ということもありまして、現在は野菜の鮮度維持が屋外では困難でありますことから、産直マルシェは屋内での常設展示に切り替えまして、その分マルシェの利用者数も若干減ったのではないかと聞いております。今後は徳島の冬野菜の時期でもありますので、市町村フェアといった様々なフェアの開催と併せまして、効果的な産直マルシェを開催したいと考えております。

梶原委員

先ほど課長から、報道でも随分取り上げられて反響があったということですので、またこういう東京のマルシェ、ターンテーブルの店周辺での地元の取組って非常に大事で、徐々に口コミとネットで広がっていきますので、冬野菜がこれからということだったんですけれども、徳島は本当に農産物の宝庫ですので、地道な取組をずっと継続してやっていただきたいと思います。

それと、先ほどインバウンドのことが出ましたが、宿泊部門の状況というのは今どんな感じなんでしょうか。

宮崎もうかるブランド推進課長

宿泊部門の御質問を頂いております。

これまで4月から9月までは国内客も含めてということになりますけれども、昨年度と同程度の人数が宿泊していただいたと聞いております。運営事業者からは10月に入ってやはりインバウンド、外国人のお客さんが目立ってきたということで、ターンテーブルの課題でもありますドミトリーの利用拡大、こういったところにやはり外国人の方が泊まっていたらと、今後も宿泊利用者が増加するというところで期待しておるところでございます。

梶原委員

国内の個人のお客さんの利用はあるんですか。

宮崎もうかるブランド推進課長

国内は都民割もございますけれども、通常はシングルルームとかは全て満室の状態で大変にぎわっておると。ただ、ドミトリーについては、やはり国内向けというところではちょっと厳しいところがございますので、今後の外国人観光客に期待したいというところがございます。

梶原委員

東京は本当にいろんなホテルが山ほどありますけど、ドミトリー形式って余りないと思うんです。ですので、そういった強みを生かしてしっかり発信して、また頑張ってくださいと思います。

あとは、視察でも行きましたけれども、富士そばとのコラボをやってこれも非常に反響があって成功したと聞いてるんですけども、ああいったすだちフェアのコラボ企画は、今後は何かそういった展開を考えられてるんでしょうか。

宮崎もうかるブランド推進課長

ただいま、大手飲食チェーンとのコラボ企画のようなものが今後予定されているのかという御質問だと思います。

名代富士そばと連携いたしまして、8月1日からすだちフェアを実施いたしまして約3万食を売り上げ、それからターンテーブルでも同時期にコラボ企画で周辺の飲食店と共同で、すだちフェアを実施いたしました。大変好評だったと聞いております。

また、現在は11月1日から名代富士そばにおきまして、今度はなると金時と徳島のすじ青のりを活用しました、かき揚げそばを提供する取組をスタートしております。これも11月1日からターンテーブルでも併せまして、なると金時フェアということで実施しております。また、ターンテーブルにおきましては、本日から、にし阿波の雑穀とか岩豆腐、みそといった、にし阿波の食材をふんだんに使用した、にし阿波まるごとフェアというものも今日から開催しております。

それから、最近の飲食の話題では、徳島県掛ける何々県ということで、例えば三重県とか岡山県とか、そういったところの食材を徳島県の食材に置き換えて利用するという、他県の皆様も楽しめるし徳島県の皆様も新しい味が楽しめるというふうなコラボ企画も実施しておるところでございます。今後も事業者と連携しながら新しいコラボをどんどん考えていきたいと思っております。

梶原委員

分かりました。富士そばさんの成功例もあるので、いろいろと面白い企画も考えられるようなので頑張ってくださいと思います。

あと、6月議会でも報告がありましたけれども、近隣の飲食店100店舗に対してスダチのPRを行って、スダチを継続的に仕入れてくれる業者さんを20店舗開拓できたということで、これもいい取組だなと思うんですけども、その後の取組状況を教えていただければと思います。

宮崎もうかるブランド推進課長

ただいま、周辺の飲食店の販路開拓の状況ということで御質問を頂いております。

まず、8月に実施いたしましたスダチにおきましては、今年スダチが裏年で収穫量が少なかったということもあるんですけども、周辺の飲食店からはかなり好評で、例えばラーメン店とかジェラートを扱うデザート店、そういったところから今後新たに使っていきたいということで仕入れにつながったケースも出てっていると聞いております。

今後、スダチはもとより本県を代表する、なると金時、ニンジンとかレンコンなど、旬の県産食材の販路拡大に向けて、ターンテーブルのネットワーク機能をしっかりと活用してPRしてまいりたいと考えております。

梶原委員

ターンテーブルをしっかりと活用していただいて、ターンテーブル自体の売上げも大事だと思うんですけど、やっぱり県産食材のPR拠点という役割が大きいと思いますので頑張ってくださいと思います。

次に、漁業関係についてお伺いします。

本会議で長池議員さんが、テトラポットにあるプラスチックごみを取り上げられていましたけれども、これは海洋ごみのプラごみ対策で非常に大事な対策だと思います。海洋プラスチックごみ対策アクションプランというのが令和元年に閣議決定されたそうです。これは海底ごみの対策として、漁業者に協力を依頼して漁に出たときに回収したごみを持ち帰りしてくださいというふうに促進している計画らしいんです。

聞くところによると、香川県では漁業者の方が漁で回収したごみを陸に持って帰ってきて、その堆積ごみを行政のほうで引き取って処分するというシステムができておるみたいで、香川県方式の海底堆積ごみ回収・処理システムという全国初のシステムができています。ということです。ですので、漁業者と行政が今後しっかりタッグを組んだ、こういったシステムがやっぱり徳島県でも必要なんじゃないかなと思うんですけども、徳島県の現状はどういうふうになってるのか、教えていただきたいと思えます。

坪井生産基盤課水産基盤・国営担当室長

ただいま梶原委員から、漁業者が漁で回収しボランティアで陸に持ち帰った海底ごみを行政が処理するシステムを本県でも作るべきでないかという御質問を頂いております。

海ごみにつきましては、海洋環境や海洋生態系への影響のみならず、操業や船舶航行上の支障となり漁場機能低下の原因にもなることから、漁業者の皆様が以前から海ごみの回収に取り組まれているところでございます。特に海底に堆積したごみにつきましては、実態といたしまして漁業者が回収する以外に有効な手立てがほとんどないことから、県におきましては、漁業者の皆様による海ごみの回収を支援しているところでございます。

具体的には、環境省の補助事業を活用し、とくしま海岸漂着物等地域対策推進事業によりまして沿海の市町を事業実施体として実施しておるところでございます。まず、実施日を決めて一斉に漁業者の皆様が回収したごみの収集、運搬、処理に要する経費を支援する方式につきましては、鳴門市が実施しているところでございます。

また、委員お話しの漁業者が日々の操業の中で網に入り持ち帰ったごみ、いわゆるボランティアで海から持ち帰ったごみでございますが、これを処分する経費を支援する方式につきましては、現在、徳島市と小松島市が実施しているところでございます。

今後とも関係漁業者の皆様や事業実施主体である市町と連携いたしまして、海ごみが円滑に回収、処分されるように取り組んでまいりたいと考えております。

梶原委員

分かりました。今の御答弁で、日々漁に出て持って帰ったごみについての処分を行っているのは徳島市と小松島市でそういった取組をやっていると、それでよろしいですか。分かりました。

そうしたら、これの処分費についても国の補助金でやられてるということですか。

坪井生産基盤課水産基盤・国営担当室長

ただいま梶原委員から、ごみの処分に関する費用について御質問を頂いております。

委員お話しのとおり、先ほど申し上げました環境省の補助事業を活用しました事業で行っておりまして、原則は国のほうが10分の7、残る10分の3を県と市町が負担しているところで、漁業者の負担は求めないところでございます。委員お話しの日々の操業の中でボランティアで海から持ち帰ったごみを処分する経費につきましては100パーセントの補助となっているところでございます。

梶原委員

この徳島市と小松島市の取組は日々の回収に対する支援ということなのですが、そのほかの市町について、鳴門市とかは回収日を決めて取り組んでいると。それについても、国の補助事業が使えるということなのですが、鳴門とかはほとんど毎日漁に出られてるんですけど、徳島市とか小松島市みたいに日々の漁で出たごみを国の補助事業で回収することはできないんですか。

坪井生産基盤課水産基盤・国営担当室長

ただいま梶原委員から、鳴門市についても徳島市、小松島市と同様の事業はできないかという質問でございます。

委員お話しのとおり、鳴門市におきましては事業実施主体が鳴門市となっており、北灘漁協、堂浦漁協、北泊漁協さんに御協力を頂いて実施しておりますが、組合の中からは、船の数の割に回収するごみが少ないこと等の問題もございまして、日々の持ち帰りによるごみの処理に変えたいという要望も一部ございまして、それにつきましては事業実施主体である鳴門市さんと相談しながら、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

梶原委員

日々の操業で出るごみが少ないと。だから、日々回収する手間を考えたら、やっぱり日を決めて集中してやったほうが良いという考えで鳴門市はやっている、それでよろしいですか。

坪井生産基盤課水産基盤・国営担当室長

ただいま梶原委員から、ごみが少ないために集中してされたほうが良いかというような御質問を頂いておりますが、関係漁協の中からは、一斉に操業した際に何十隻か船が出るんですけども、実績では数立方メートルしかごみが集まらないので、逆に徳島市、小松島のように日々持ち帰るほうに変えていってはどうかというお声の一部あるという状況でございます。

梶原委員

徳島市、小松島市のように日々持ち帰るほうに変えたほうが良いんじゃないかという声が出てると、分かりました。

香川県は、2013年から国、県と市町村と民間団体で構成する香川県海ごみ対策推進協議会というのを作られて、漁業者と行政が一体となって総合的な海ごみ対策を行ってみたいなんです。ですので、それぞれ今日お聞きしたら、県内の各地の漁協さんで一生懸命取り組んでいただいているみたいなんですけれども、もう一步踏み込んで、やっぱり行政がもっと積極的に主導していただいて、香川の取組も研究していただいてやっていただければなと思いますので、よろしく申し上げます。

最後に、これは要望になるんですけども、6月委員会でも言わせていただいたんですが、野生鳥獣の農作物被害の対策で、特に鳥類のカモによる被害が吉野川沿岸地域のブロッコリーを栽培しているところで、もうずっと前から被害が出ておまして、令和2年は

金額で言うとかかなりの被害が出ているようなんです。

それで、こういうことを受けて令和元年から、国のモデル事業としてブロッコリーの苗に不織布を被せてカモに食べられるのを防ぐと、この不織布に対する補助事業が今年度で最終年度になりまして補助が出なくなるんです。補助は全部で200万円もないくらいの小さな金額なんですけれども、たちまちそれがやっぱりなくなると、これだけ野菜の単価もなかなか上がらずにコロナ下で農家さんの状況は大変なんですよね。ですので、こういうところもやっぱり国の補助事業が終わったから、後はそれぞれの農家で頑張ってくださいねというのではなくて、県としてもしっかりこうしたところを見ていただいて支援していただきたい。

特に徳島産のブロッコリーは生産量が全国6位で、大阪の市場においても、例えば国府地域のブロッコリーなんかはブランド品として、大阪卸売市場で二、三割の市場を取っていることですので、やっぱりこうした徳島のブランドを守るためにも、細かなところもしっかりと見ていただいて、農家さんの支援をしっかりと行っていただきたいと思いますので、ちょっと何かいい方法がないか考えていただきたいと思います。これは要望です。よろしくをお願いします。

西沢委員

今のところでちょっと気になったんですが、カモ対策の方法って今はどんなやり方でやってるんですか。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、カモ対策についての御質問を頂きました。

お話がございましたとおり、カモにつきましては特にブロッコリーとかの被害が多いものですので、不織布によりまして苗木のときに……

西沢委員

鳥によっていろいろ違うと思うんですよね。磁石が嫌いなんで磁石をぶら下げといて風に揺らせて撃退する方法とか、音によって撃退するものもありますよね。私も今ぱっと考えたんだけど、鳥によっては周波数、例えばキーンという高い音が嫌いな鳥もいます。カモがどんな周波数が嫌いなんか分かりませんが、人間が聞こえない音でカモが嫌いな音だったら一番いいんだけど、こんな音があればそういうやり方もあるんじゃないかなと、これの答えは求めません。こういう嫌いな音域を、音の周波数を出すという方法が使えれば一番効果がええなというふうに思います。これはこれで終わっておきます。

それから、先ほど海ごみと言いましたけれど、私が県議会議員になったとき、もう30年ぐらい前の話ですけども、台風の度に漁協組合に呼ばれるんですよ。それで、港にたまったごみを見て、ほれ見てみいって言われて、ごみの上を歩けるほどごみがたまっただろうって言われるわけです。それで怒られるわけですよ、毎回怒られるんです。それで県に言うたら、これは補助も何も出ませんと言われて、私は怒られてばかりで、対策できないと言われる。今の補助は、台風のときに港にたまったごみの処理にお金は出るんですか。

坪井生産基盤課水産基盤・国営担当室長

ただいま西沢委員から、海ごみに対する補助があるかないかという御質問を頂いております。

先ほどもございましたが、海ごみにつきましては漂着ごみ、また底引き網等の漁に入ったり、漁港湾内に漂着、滞留し漁業の大きな障害となっているところでございますが、河川等を通じまして海に流れ出た流木の海底漂流ごみにつきましては、漁業の機能低下、網などの破損、処分費用の負担など漁業者の影響が大きく、その回収、処分については大きな課題となっているところでございます。

（「結果だけ言って」と言う者あり）

結果的には、先ほど梶原委員にも御説明させていただきましたが、県のとくしま海岸漂着物等地域対策推進事業におきまして処分するような形にしているところでございます。

西沢委員

ということは、処分した費用は出るということですね。結果だけでいいですよ、出るんですね。

宮本農林水産部副部長

ただいま西沢委員から、港に台風時にたまるごみについて、それに対する経費が行政から出ているのかという御質問だと思います。

特に委員の地元である牟岐漁港で、毎年主に夏にそのような現象が起きていたということで、徳島は港の事情もございましたが、そこは牟岐川が港の中に流れ込むような構造になっておりまして、河川に由来する流木等が港の中にたまるというのが毎年のように発生しておったということで、その辺りでの御意見かと思われまます。

現在、地元の牟岐町が予算を出す形で、集めたごみについての処理に関する部分については処理をするという形で仕組みが作られているとお聞きしております。現在の予算がどのような状況かとか、詳しいところは分からないんですが、仕組みとしてはそのようなものができておる状況です。

西沢委員

最近港にたまらないんです。何でかいうと、入ってこないように網を張ってるんです。そういうことを聞きました。でも、これでいいのか。要するに、港にたまるからそれを取ると、だから海に流れていかない。今度は海に流れていけよという話です。海に流れていった後は、どんどん余計に悪さしたんです。だから、このままでいいかどうかというのは私もよく分かりません。だから、やっぱりちゃんと取る仕組みをやってもらわなかったらいかんのじゃないかなと思います。

だから、港にたまるのを排除するのは構いません。でも、どっかにためてそれをちゃんと取るという方法をやっぱり考えてほしいなど。それで、それを取るんは牟岐町なのか県なのか分かりませんが、行政のほうから予算を出してやると。昔は漁業組合が全部取りよったんですよ。ほんでめちゃくちゃ怒られよったんだから。それを海に流してもいいか

と言ったら、ほれは絶対に悪いです。もっといい仕組みを作ってほしいと、お願いしておきます。

それから、漁業技術の利用、漁業の技術はいろいろ研究されて、いいものもできていると思うんです。どういうことをやってごっつい効果があるのかというのは私も余り知らないんですけども、昔はササを海に放ってそれにアオリイカの卵が付いてよく繁殖していくという話がありました。それを利用してよかったという話があります。

そういう効果があるものもいろいろあったと思うんですけども、現実的には本当にこれだけ漁が少なくなって、もう漁業を辞めようかという人ばかりですよ。高齢化もあるんですけど。それで、漁業組合も売上げがないもんだから潰れていってますよね。この前、鞆浦と浅川が合併しましたが、結局大変だから合併していく。でも、合併しても両方が疲弊しとったら合併しても疲弊しますよね。だから、やっぱり海から魚が獲れないというところが元々の原因なんで、今の漁業の技術として何か増殖できる、海の魚が増えていくという方策は何かやってこられたんでしょうか。

里農林水産部次長

西沢委員から、水産資源の増産対策の質問を頂いたところでございます。

委員お話しのとおり、水産資源の状況は非常に低迷してございまして、県といたしましては、かねてから海陽町浅川におきまして水産種苗の生産、放流、こちらは今アワビ、クルマエビ、アユについて種苗の生産を行っているところでございます。

こうした種苗の生産、放流に加えまして、稚魚を育む藻場の造成であるとか、漁業者の皆様が自主的に取り組まれる、先ほどお話がございました……

（「すみません、言いたいこといっぱいあるんで端的に」と言う者あり）

水産資源の拡大に向けてどのように取り組んでいるのかということで申し上げますと、今申し上げたように資源管理の取組、種苗の生産、放流、藻場の造成などに取り組んでいるところでございます。

西沢委員

それでもどんどん減ってくるんですよ。売上げがないもんだから、漁業者が息子なんかにも後を継ぐなというふうな人が多いみたいですね。だから、漁業者はだんだん減っていく、高齢化だけしていく、漁はだんだん減っていると。捕る量が減って行って、それでも魚価も下がっていくというような現状なので、海で増産する技術とか方法とかがどれだけ機能してるのかなというのがよく分からない、現実論としてね。やってくれてるのは事実ですけども、でもその効果的なものが増えていってるようなものはありませんよね。

そのあたりの一番の問題点は多分、海の栄養だと思うんです。海の栄養が段々と減って行って魚や貝も、藻も生えないし、磯焼けというんがいまだにずっとある。だから、磯焼けすると貝があかんし、貝があかんしと魚があかんしと、何か段々と連鎖して行って死の海になっていきよる、そんな感じがします。最近の国のほうも、海の環境をもうちょっと改善せないかんという方向には向いてると思うんですけども、国の考え方は今どないなっていますか。海をどういうふうにしようとしているのか。

里農林水産部次長

70年ぶりに漁業法が抜本的に改正されまして、令和2年12月から施行されているのですが、この法の大きな柱が水産資源の回復ということで、科学的な調査や評価に基づく資源管理を国の主導で各県が連携して取り組んでいるところでございます。

西沢委員

ちょっとスピードが遅いんですね。海の栄養がないというのはもう大分前から言われて、なかなか改善ができなかった。何でなのかなって思ったりしますけれども、やはり抜本対策を、元々の対策をせんかったら、その後のいろんな対策をやっても効果がなかなか上がらないっていうのは当たり前ですよ。やっぱりそのあたりは県のほうからもスピードアップしてもらって、自然の海にできるだけ戻して、自然の海の中で対応するというのが一番の在り方じゃないのかなと思います。

そういうことを県からも国のほうにそういう意見があればどんどん出して行って、いい海に改善してもらって漁もちゃんとできていくというようにせんかったら、漁業者がいなくなって漁業組合もなくなって、それこそ誰も何もしない。川で誰かが釣りをしよる程度にまでなると思います。食料対策もせないかんし、やっぱりちゃんと考えてほしいなというふうに思います。県は国の方針だから何もできんじゃなくて、やっぱりどんどんと言っていけないかんと思います。

それから、水産物の安定供給に資する養殖業の振興についてと書いてありますよね。

今、海の水温がどんどん変わってきて、魚種も変わってきて段々と漁がやりにくくなってきてる。その中で、別の角度として安定的に収入を得ていく、魚価を上げていくという中で養殖業というのはなくてはならないと思うんです。というよりも、どんどん増やしていくことをせないかんと思うんですけれども、県のほうも養殖業の振興をこれから進めていこうという中で、どういう仕掛けでするのか。例えば、一企業がどんと入ってきて、ばんとやって、養殖的なものを広げていくのか。それとも、漁業組合、漁業者が中心になってこれらを広げていくのか。または、国、県や市町村がどういうふう絡むのか。このあたりはどういうふうにお考えですか。

里農林水産部次長

ただいま、養殖業の振興について御質問を頂いたところでございます。

どなたに養殖業をやっていただくのかということだと思っておりますけれども、養殖業については漁業権に基づいた場合でなければ営むことができないとなっておりまして、現在の法体系で申しますと、現行で養殖をなさってる方、あるいは漁協に属されてる方、こうした方々を中心に展開、広がっていくように振興してまいりたいと考えてございます。

西沢委員

ところが、最近では陸地、砂漠でも養殖ができるということもできてきましたよね。砂漠でも海の魚を育てることができるという、要するに養殖の在り方がどんどん進歩してきているという中で、海だけで養殖をするんじゃなくて陸でも養殖できるような体制づくりもできてきたんですね。そうすると、例えば大きな災害で津波や洪水が来て網がやられた

とか、そんなんじゃないなくて陸地でそんなのと関係ないところでもやれるわけですよ。そんなことも考えていかんかったら、次に来る大きな災害、南海トラフ地震なんかの災害になると、海が全滅して漁業施設も全滅する。それから、漁業者の船もやられる。それでも、そういう養殖によって何とかもたしていくという、これがどんどんやれるかは別にして、そういう仕掛けをやることもいいんじゃないかなと。養殖という意味においては、海だけに限ったものじゃないという話の中でです。

それを前から私も言ってきたんですけども、どこがやるかっていう、企業がやることもあるでしょう。でも、特に漁業者が大変なときに企業に持って行かれると、後が余計に大変になる。だから、漁業組合又は漁業者が中心になってそういう仕掛けができて、それを県も市町村も応援していくという体制の在り方も有りじゃないかなと。そういうふうに言ってきたんですけども、どんなんですか。こういうような仕掛けはできないものですか。国と一緒にそういうふうな体制を、どんな状態になったとしても魚なんか供給できる体制づくりも別角度で必要なんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

里農林水産部次長

ただいま委員から、陸上養殖について御質問を頂いたところでございます。

例えば、近年、民間企業による陸域でのカキとかアワビの種苗生産事業や、藻類の養殖事業が活発化してございまして、令和2年度からは本県におきましても、県有種苗生産施設におきまして産学官連携による藻類の陸上養殖試験を実施しているところでございます。こうした取組は委員お話しのとおり可能性を秘めておりますので、県としてもしっかり取り組んでまいりたいと考えてございます。

西沢委員

特にこういう漁業者が大変な状態になっていきよるんで、それを応援するためにもそういう漁業者、漁業組合が中心になってやっていくようにすればいいんじゃないかなと思います。よろしくお願ひいたします。

それから、有機農業ですけども、今、徳島県は183ヘクタールと言いましたか。何パーセントですか。国のほうでは今、有機農業で0.5パーセントという数値がありますよね。徳島県では有機農業が何パーセントなんですか。

七條農林水産政策課長

徳島県で推進しておりますエシカル農業につきましては、実績で1,787ヘクタールでございまして、経営耕地面積の1万6,000ヘクタールに対しまして11パーセントほどでございまして、そのうち有機農業特別栽培につきましては、実績で183ヘクタールでございまして1パーセント余りという状況でございまして。

西沢委員

国の計画もありますけれど、この計画では県として何年にどのぐらいにしたいつもりですか。

原委員長

午食のため休憩いたします。（12時01分）

原委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時04分）

それでは、質疑をどうぞ。

七條農林水産政策課長

西沢委員より、有機栽培の目標面積の設定について御質問を頂いたところでございます。

現在検討中の計画におきましては戦略目標を国と同水準にするということで検討を進めております。同様に有機栽培の面積割合について国も設定を行っております。国におきましては、2050年度の最終目標を耕地面積の25パーセントに相当します100万ヘクタールに設定することといたしております。今年になって発表されております2030年度の間目標としまして6.3万ヘクタールを打ち出しているところでございます。これを率に換算しますと1.57パーセントとなるところでございまして、この数字を基に本県の現状などを勘案しまして、目標設定について検討してまいりたいと考えております。

西沢委員

今世界的にも食料問題が、ロシアがウクライナに攻め込んでいって大変になってますね。やっぱりそういうことから考えると、どんなことがあってもやっていけるような体制づくりは早急に。それから、問題の一つは有機農業だけでいいのかと。無農薬とか無肥料、そういう形のものも検討していかないかとは思いますがね。

まずは、有機農法そのものが今までだったらものすごい労力が要る。労力は要るけれども頑張ってる人がいました。ところが、私が知る限りにおいて、もう年がいてきて労力が要るからようやらないと。価格もこれほど高くないという中で、どんどん辞めていく人が始める人よりも多いんじゃないかなという気がします。一生懸命やってきたけれども、なかなかもう厳しい。

それからもう一つは、有機農法をやるときには隣接地の畑、田んぼとの兼ね合いもあるじゃないですか。だから、自分だけがやると言ってもやれない、隣との話合いが要るということで、これは今どうなってるんですか。国のほうはこれを何か緩和する、どないか隣接の農地と話合いができるような体制づくりというのはやってくれてますか。

七條農林水産政策課長

ただいま、有機農業を行うに当たって隣接地、特に影響がありますのは用水などから供給を受けます水について、川上のほうで通常の慣行農業栽培で使用する肥料ですとか農薬が用水に溶けまして、有機農業をやっているほ場に流入してくるということが考えられておまして、これにつきましては有機農業の有機栽培のJAS認定を受ける、日本農業規格に基づく認定に当たりましては、こういった周辺環境について厳しいチェックが行われて、そういった流入が懸念されてるところについては認定が行われないというような厳格

な運用が行われているところでございます。

しかしながら、今回の目的でありますそれぞれのほ場において、化学農薬あるいは化学肥料を減らすという試みについてはJAS認定を必ずしも伴うものではございませんので、それぞれのほ場においてそういった取組が行えれば実質、化学肥料、化学農薬の使用というのは減少に効果が働きますので、JAS認定のいかににかかわらずこういった取組は進めていくべきと考えております。

西沢委員

もう一つの問題は、農薬をやらん、減らすとなると、虫が寄ってくると。隣との話会いの中で、隣の田畑がそれじゃあ困るということで、もめ事が起こるということを前からよく聞きます。

だから、国のJAS認定うんぬんだけではなくて、本当に隣との関係がうまくいくのかどうか。それに対して国のほうが何か方針を出さんかったら、もめ事というのは付いて回るんじゃないかなと思うんですけど、このあたりは国のほうはどう考えてるんですか。

七條農林水産政策課長

委員のおっしゃるとおりでございます。有機農業に取り組みますと、例えば一番予想されますのは、害虫の駆除が十分に行われずにカメムシ等が発生しまして品質の低下を招くということが懸念されます。こういったことから、今回の法整備の中では、地域ぐるみで有機農業に取り組むようなところに多くのメリット措置を講じて、地域、面的な取組をもって広げていこうというような制度ができております。

こういったことから、この計画にも特定地区という地域で取組を行われるような市町村を設定した上で、面的な拡大を図っていきたいというように考えております。

西沢委員

問題は、個人個人が広めていかないととか言うと、多分それだからこうなったというのは私もそう思いましたよ。地域ぐるみでやらんかったら進められない。でも、地域ぐるみにするとすると、余計に難しくなってきますよね。一人が反対すればそれで終わりやからね。だから、なかなか進めにくいとは思うんですよ。例えば、それと追加して個人でやる場合に、隣接に影響を及ぼしたときは何かの補助をすとか、別のそういう体制も取っていかんかったらなかなか広まっていきづらいんじゃないかなと。地域でやると言ったら一人が反対したら無理だと思うからね。

もう一つは値段の問題で、苦労してやっても値段が上がらないというふうな声も聞こえるわけですよね。そのあたりをどうしていくか。要するに、消費者にどうやって意識付けしていくか。その中で、これは体にいいからとか環境にいいからという中で価格差を作っていく。それを認めてもらう方法もどんどん行政のほうにやっつけていかないかなのやないかなと思うんですよ。そのあたりはどう進めていくおつもりですか。

七條農林水産政策課長

2点、御質問を頂いております。

まず、地域ぐるみの取組が非常に難しく、については個人で取り組むような形に何らかの補償制度みたいなものを含む制度が必要でないかというようなことでございますが、確かに現状において、地域ぐるみで取り組むというのは全ての方の同意を得られるかどうかというところに懸念はございます。しかしながら、さきに御紹介もさせていただきましたが、新たな交付金事業を活用する中で地域で取り組みたいと、有機農業の産地を作りたいですとか、品目ごとの例えば、どこそこ農業の何とか部会、ここはみんなで取り組もうよというような合意が成立しまして、既に県内で幾つかの取組が行われているという実績もございますので、こういった取組を粘り強く時間を掛けて着実に進めていきたいというように考えております。

次に、消費の関係ですけれども、これも井川委員に御答弁させていただきましたように、私自身も私の家族も感じるころなんですけれども、やはり食品、特に農産物を買うときに同じキャベツなら安いほうがいいかなというような感覚で、安いほうに手を伸ばしてしまうという実情が現に多くあるかと思えます。しかしながら、買われる方が環境負荷低減に取り組んでできた農産物であると、その価値などを意識していただいて、少々負担してでも尊い取組について対価を払うというような意識付けは非常に重要かと思えます。特に長い取組になりますので、将来の消費者であります子供さんなどに食育活動を通じて意識の改革、啓発を図っていく必要があると考えております。

西沢委員

小学校、中学校なんかは、かなりそれでいっていると思えますけれども、あとは病院関係、県立病院、そういう広域の公的な病院からも進めていく。これも本当は県全体、県民全体で底上げしていかないかんのですけれども、まずはそういうところからですよ。

だから、県立の病院ではそういう有機野菜なんかをやってるんでしょ。当然ながら予算はようけ要りますけれども、そういうところから自分らが率先してやっていかないかんという中では、やっぱり県立から進めていくべきじゃないかと。それで、市立、町立のほうもお願いしていくということをやっていたらと思うんですけれども、これは早急に検討していただきたい、どうでしょうか。

七條農林水産政策課長

西沢委員より、県立病院で有機農産物等、環境に配慮した農産物の提供を率先して行うべきではないかというような御質問でございます。

環境に配慮した有機農産物の意義を説くような活動というのはあらゆる場面で必要かと思えます。病院にかかわらず学校、それから販売する現場でも広くPRしていく必要があると思えますので、より多くの県民の方に接する場面で、あらゆる機会に対応してまいりたいと考えております。

西沢委員

学校関係はそれでいきよる中で、あとは県だったら県立病院からどんどん先陣を切ってやっていただきたいなというふうに思います。そして、価格なんかでは有機産物だから消費者に高く買えというのも、一発にやるのは無理があるかも分かりませんので、やっぱり

そういう有機農産物については価格差を埋めるための補助なんかもばんばん必要になってくるかなというふうに思います。高かったら消費者がなかなか買いづらいですからね。そういう能力に合わせてやっぱりちゃんと価格差を埋めて広めていくということも国のほうにもお願いし、県も全ては一括にできんかも分からんけれど、一つ一つ進めていく。そういうふうなことで、県も率先してやってるんだということを見せてほしいなと思います。これは返事が難しいと思うんで要りませんが、そういうテクニックを使ってほしいと。

そして、できるだけみんなが購入していく。本当は有機農産物は体にいいんだということをお願いけれども、逆にそうなれば普通の農産物が悪いのかということ、そのあたりは多分行政が進めていくと思うんで、まず価格から、それと意識付けに取り組むべきだと思います。

次に、農業そのものが本当に衰退していつてますね。高齢化して辞めていったりですけれども、今使われてない田畑というのは何パーセントぐらいありますか。

原委員長

小休します。（13時18分）

原委員長

再開します。（13時19分）

七條農林水産政策課長

西沢委員より、耕作放棄地の面積についての御質問でございます。

現在、県内の耕地面積が2万8,500ヘクタールとされておりますが、荒廃農地という定義での調査では3,034ヘクタールが経営、耕作が行われてない面積というようになっております。

西沢委員

1割強ということはものすごいですね。これをどないかするというで何か仕組みを作りましたよね。どっかが中心になってそれらを使うようにやるとかいう、何年か前にそんな話がありましたよね。結局はそれらを有効利用、ちゃんと使ってもらえなかったら、3年ぐらいたったらなかなか元に戻すのは難しいとかいう話も聞きます。今、若い人たちが自然志向になってますよね。それから、ネットで遠隔の仕事の在り方で、大分田舎でもしばらくおれるような体制とかサテライトオフィスとか、要するに世の中が変わってきて田舎でも仕事ができる、農業ができると。ずっとじゃなくて一部できるというような時間が取れるような状態になってきたんで、やっぱり農業の勧めなんかを、田舎のほうでやってない田畑がいっぱい出てきましたので、仕事をやりながら農業をやってもらう、仕事としてするのは別にしてこれをやってもらうという仕組みを強力にやってほしい。

そういう時代が来てると思います。そういう仲介をするのが行政じゃないかな、県であり市町村じゃないかなと思うんですけれども、できたらそういう協力体制をとってほしいということでお話ししたんですけれども、いかがですか。

七條農林水産政策課長

何点か御質問がありました。

まず最初に、8年前だったかと思えますけれども、新たな仕組みとして農地中間管理事業が全国的に始まっております。本県におきましては、農業開発公社を事務局といたしまして徳島県の農地中間管理機構を設置させていただいております。主な目的としましては、県内の農地が有効に活用されますように、担い手と言われる方々、認定農業者、それから認定新規就農者、それから各地域の市町に設定しております一定水準を超える中核的な農家の方々に集約するという目的で、仲介ですとか転貸借の手続を担っているところでございます。

一方で、これまで農業経営基盤強化促進法によりまして、市町村が地域の方、地権者の方から農業者の方に賃借をあっせんするというようなことがございました。現在、両制度が並列で存在するわけですけれども、現時点におきましては約27パーセントの面積が担い手と言われる方に集約されておるところでございます。今後ますます有効的に活用いただけるようにするには、やはり経営が安定化しました農家の方に農業を担っていただく必要がございますので、現在の担い手の方の規模拡大ですとか、あるいは新規に入ってくる方の育成にしっかりと取り組んでまいらなければならないと考えておりまして、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

西沢委員

そういうものすごい形がある方法だけじゃなくて、例えば家庭菜園を各市町村が勧めたり、それから仕事は別に持っていて、それとは別に家庭菜園的にやるというふうな、都会からリモートワークで来てやることもあるやろうし、いろんな角度で。ただ単にこれをやって事業として成り立つとかじゃなくて、そういうやり方もいろいろやってほしいなと、個人的にも広げてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

達田委員

みどりの食料システム戦略についてお伺いしたいと思います。

今、有機農業のお話が出たんですけれども、エシカル農業、そしてその中の有機農業という定義を、基本的なことを教えていただけたらと思います。

七條農林水産政策課長

本県で行っておりますとくしまエシカル農業の定義についての御質問でございます。

エシカル農業と定義してますのは四つの農法、取組で構成されるものでございますが、まず1点目は、化学肥料、化学農薬などを基本的に使用しない農業、農法のことを有機農業と申しております。それと、通常の慣行栽培よりも化学農薬、化学肥料をそれぞれ50パーセント削減しました栽培を特別栽培と称しております。さらに、慣行よりも20パーセント削減する取組をエコファーマーとして農業者の方を認定しております。

最後に、生産活動の各工程別で安全性ですとかあらゆる生産工程について適切な管理を行い、かつ記録をし検証するという一連のサイクルを継続的に行って改善活動を行うというような取組をGAPと呼んでおりますが、これらの四つをエシカル農業というように定

義させていただきます。

達田委員

ありがとうございます。そうしましたら、このみどりの食料システム戦略なんですけれども、国がこういうふうな計画を立てて基本的に将来こういうふうにしていくんですよと、環境負荷低減ということが取り上げられてますよね。前面にこれが出てきたということは、今までになかったような非常に大きな農政の転換ではないかと思えるんですね。

それで、今までは農地を集約していった大きな農業にしていくんですよということで、担い手の育成とかに力を入れてきたんですけれども、環境負荷低減といいますと、やっぱり相反する面があると思うんです。大きな農業にしますと、やっぱり農薬とか化学肥料を頼っていかざるを得ない面があると思います。環境に配慮した農業という、どうしても小さな農業、本当に手の届く農業をしていかざるを得なくなるんじゃないかと思うんですけれども、今までの農政から大きな転換をしてきたという中で矛盾が出てくると思うんです。徳島県としてこういう基本計画の素案を出してますけれども、小さな農業で環境を守っていこうというのがどこに書いてあるのかなというのが、ちょっと今探してたんですが分からないんです。その点を教えていただけたらと思います。

七條農林水産政策課長

今回お示ししております、みどりの食料システム戦略基本計画素案の内容についての質問かと思いますが、委員お話しの有機農業の減農薬などの取組が今回新たに大きく打ち出されたというような御指摘でございますが、まず有機農業についてはかねてより取組がございまして、国のほうでも有機農業の基本法などが既に制定されておまして、これに基づきまして県のほうでも法定の計画を作って、有機農業をはじめとする環境負荷低減に取り組んできたところでございます。

こういった実績をもちまして、さきに御説明させていただいたような有機農業、環境に配慮した面積の拡大が見られているところでございまして、今回全く新たに方向が変わったというようなものではないということをお理解いただけたらと思います。

あと、これまで追求してまいりました生産性の効率と、今回の環境負荷低減が相反する性質のものではないかということでございますが、一見しますとそのようにも理解できるのですが、今回有機農業を相当数増大していこうという計画の中には、例えば減農薬、減肥料などを行うに当たり有機質肥料、例えば家畜排せつ物ですとか食物残渣ですとか、その他植物に由来するような有機質肥料を相当数、化学肥料の代わりに投入する必要がありますが、こういった堆肥の製造ですとか利用を簡便にしますペレット化、散布機の導入など、やはり相当の機械設備の装備をした上で面積の拡大を図っていく必要があるだろうということから、さきの井川委員にも御答弁させていただいたんですが、取り組まれる方に対していろんなメリット措置が講じられておまして、必ずしも小さな方だけが取り組めるというような内容でないということをお理解いただければと思います。

達田委員

有機農業といいますと、今おっしゃったように化学肥料とか農薬を使わない農法という

ふうに捉えられるんですけども、やっぱり今おっしゃったように、化学肥料ではない有機質肥料とか、そういうのがどんどんと大型機械のところでも使っていきますよということなんです。そうなりますと、やっぱり化学肥料などに代わる有機質肥料ということで、国際流通してくるということになってくるんじゃないでしょうか。

堆肥なんかも今は外国から来てるものもありますよね。私もほんの小さい畑ですけども、自分の家の野菜ぐらいは自分の家でと思って作っております。やっぱり有機ですというのは本当に難しいですよ。土の中にも虫、葉っぱにも虫、本当に暖かくなりますと、どんどん虫と雑草との闘いということで難しいです。ですから、そういう中で大規模な農業であればたくさん肥料が要りますし、虫退治とか細菌にも侵されますし、農業ってそういうものとの闘いですよ。

だから、そういうのが国際流通してくる大規模な農業、オーガニックですよというふうに言われていくのではないかなと、そういう心配もされるんですよ。ですけども、今本当に有機農業というのは作物の生命力を生かしてやるというような農業が重視されてきていると思います。ですから、農業者の方でそういう研究をされてる方もいらっしゃいますし、そういう技術、考え方を土台にして広めていく必要があるんじゃないかと思うんですけども、そういう経験豊かな有機農業を広げていきたいと思いますというような指導的立場の方というのはどれぐらいいらっしゃるものなんでしょうか。

伏谷経営推進課長

ただいま達田委員から、有機農業を含めて現場のほうで直接指導するような職員がどのぐらいいるのかという御質問を頂いております。

本県では現在、県下8か所の農業支援センターに105名の普及指導員を配置しております。有機質肥料の使い方等も含めまして生産性向上のための技術支援や、経営安定化に向けた支援など、農家に直接出向いて行う巡回指導や現地における技術実証試験など、様々な普及活動を行っております。

達田委員

これは大規模であれ小規模であれ、そういうことに取り組めるような指導が要ると思うんです。何もかも集約して大規模にしてしまいたいというんじゃないで、小さな農業でもそこそこ食べていけるというふうにしていかないと、やっぱり大きくなればなるほどリスクも大きくなっていくというのがあると思います。徳島県の土壌とか徳島県の風土に合った農業の規模というのがあると思いますので、是非そういういろんな規模の農家が発展していけるように取り組んでいただきたいと思うんです。

それで、今、徳島県の食料自給率はカロリーベースで41パーセント。2008年頃は48パーセントと言われておりましたけれども、どんどんこれがまた下がってきているというような状況がございます。

基本計画素案の中では、こういう環境に負荷を掛けない農業に取り組んで、じゃあどれぐらいの食料を生産していくんだというような展望が見えるようにしていかないかんのちゃうかなと思うんですけども、食料自給率向上に取り組むという基本的な考えはここに入ってくるんじゃないでしょうか。

七條農林水産政策課長

食料自給率について御質問を頂いております。

まず現状を御報告させていただきます。直近の数字ですと、国の発表によりますと令和2年度を最新とした都道府県別の数字が公表されているところでございます。これによりますと、カロリーベースでの徳島県の食料自給率は41パーセント、ちなみに全国は37パーセントでございます。あわせて、生産額ベースでの自給率が公表されておりまして、本県は118パーセント、全国では67パーセントとなっているところでございます。

委員からカロリーベースで41パーセントというお話があったかと思っておりますけれども、カロリーベースで見ましても国の数字をやや上回るところではございますが、全国的なリストを並べてみますと、やはり北海道それから東北のお米の産地を中心としまして相当高い率となっております。やはり炭水化物を多く含有するような作物を栽培しているところが高い傾向にございます。

一方で、生産額ベースで見ますと、本県などは全国を51ポイントも上回るような実績でございます。これはカロリーベースで見れば低いんですけれども、本県が特産としております野菜ですとか果樹につきまして、ミネラルですとかその他ビタミンなどの栄養素を含むそういった品目を市場に供給をしていると。そういった付加価値分を加算しまして115パーセントとなっておりますので、一概にカロリーベースだけの比較で論じるのはいささか問題があるのかなというふうに考えております。各地域によって主産物が違いますので、国内についてはこういった各地域で役割を持った上での生産が行われているものと認識しております。

なお、今回の徳島県みどりの食料システム戦略基本計画に食料自給率の目標を掲げないのかというような御質問かと思っております。

本県計画につきましても、農業分野のあらゆる施策の中で、特に環境負荷低減活動を促進しまして持続可能な農林水産業実現を目指すものでございます。このような取組の方向性ですとか、具体的な事業活動の認定を目的としまして計画を策定することといたしておりますので、御案内のような食料自給率について現在具体的な検討は行っていないところでございます。

しかしながら、自給率につきましては、本県の農林水産施策の基本的な方針となっております徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画におきまして食料自給率の向上、目標をそれぞれカロリーベース、生産額ベースで設定させていただいておりますので、この部分の達成に向けてはしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

カロリーベースの件でいえば、お米とか麦とかと思うんですけれども、徳島県は非常においしいお米ができる場所ですね、農業県として。ですから、そういうところでどんどんお米を作って出していけるような状況にならないのかなと私は思うんです。今、レタスとかブロッコリーとかニンジンとか、やっぱりカロリー換算が非常に低いようなものを出荷して、そしてそれがお金に変わってるわけなんですけれども、やっぱりこういう徳島県のような非常にいい土壌、そして農業に適した気候がありながら、本当に食料自給率はもう

ちょっと頑張らないかんのちゃうかなと私は思うんです。北海道のように200パーセントを超えてくださいよというのはとても無理ですけども、やっぱり目標を持ってもっと農業を振興させていくということが必要ではないかと思えます。

食料自給率のことを申し上げましたのは、環境負荷の低減ということがどんと来てるんですけども、実は食料のほとんどを外国から輸入しているという状況ですから、輸入するということはそれだけ大量の化石燃料を使って輸送しているわけですね。ですから、環境に負荷を掛けないと言いながら環境に負荷を掛けて食料を輸入していると。そして、徳島県の場合も多分、農産物の輸出ということを目標にされてると思えます。それはそれでいいんですけども、これもやっぱり環境に負荷を掛けて輸出していくと。

ですから、県内は県内、国内は国内で生産して消費していけるという、やっぱりそういうふうなシステムがきちんとできて、そして農家が農家として食べていける、そういう大きな目標を持っていかないと、どんどん農家が潰れて高齢者の方も立ち直れない、力が出ないからもう農業を辞めると、そこまで来てしまっている状況ですね。だから、今本当に若い人がここに飛び込んで立て直していくんだという意気込みを持って来ても、食べていけないような状態では本当に農業を継いでくれる人がいないわけです。ですから、価格保障、所得補償ができて、そしてそこそこ食べていける、みんな大もうけしようとは思っておりませんので、そこそこ食べていける農業にというのがあればやっぱり土地も荒廃しないし農業もまたよみがえっていくんじゃないかと思うんです。

有機農業にしましても本当に難しいですけども、今は何でもかんでもオーガニックって言われます。本当にどういうふうで作ってるのかなというのが分からないような状態の中でオーガニック、オーガニックということでいろんな資材が投入されたり、外国のものを投入してきて、そして農業の資材として使うと、そういうこともされてると思えますので、やっぱり日本には日本の草なり何なりの畜産の堆肥になるものがたくさんあると思えます。そういうものを利用して畑を土を活性化させていくというのを研究してもらえたらなと思えます。

昔は草刈り場というのがありまして、畑に草を入れて土を肥やす。それから、草がないお家もありましたので、地主さんのところに頼みに行って落ち葉を拾わせてもらって、それを畑に入れるというようなこともされておりました。ですから、土を肥やすということが一番の農業だったと思うんですけども、それが化学肥料にとって代わられて、やられてないんですね。今、国際土壌年、土壌を守らないと土壌も資源なのにその資源が失われてしまっていくだろうと言われております。ですから、日本の土壌をどうやって守っていくのかというのもきちんと目標を立ててやっていかないといけない問題ではないかなと思うんです。せっかく立派な基本計画を立てられるんですから、是非そういう本当の意味での環境負荷低減というのをいろんな面から考えていただけたらなと思えます。是非その点をお願いしたいんですけども、御答弁をお願いいたします。

七條農林水産政策課長

いろいろ多岐にわたってお伺いしたわけですが、今回の環境負荷低減に係ります取組については、委員お話しのように土づくりのため、あるいは環境負荷を低減するために化学農薬、化学肥料を減らそうというような取組が行われるわけですが、これまで生産性向上

のために追求してきました既に開発された技術がございませぬ。これらを全て手放して全てを有機肥料に代えろとか、化学農薬をもう使用しないというようなものではございませぬ。環境負荷を低減するために一定の削減をしようというような取組でございませぬ。

こういったことから、これまでに開発されてきました生産性と今後特に取組をしようとする持続性の両立を目指すものでございませぬ、必ずしも農業の全てを有機農業に転換していくというものではございませぬので、委員のお話の中でありましたように、現在農業をされている方、それから農業に希望を持って今後参入していきたいとされる方にとりましては、やはり経営が成り立ち、生活ができることが大前提でございませぬ。

この自由経済の世の中において、農業で有機をやっているから全てを経営補填するというようなことはあり得ませぬので、この自由経済の中である程度経営が成り立てるような農業が必要になってまいります。こういったことから、生産性の追求と持続性の確立が両立するような取組を続けていきたいなというふうに考えているところでございませぬので、御理解をお願いいたします。

達田委員

今、世界では生態系や環境保護のためには小規模家族農業の役割が非常に重要だということに気付いて、家族農業の10年というのを定めてその取組をしていっているということなんですよ。SDGs、持続可能な開発目標と言われてますけれども、何でもかんでも大規模とか工場型にしたらいよということではなくて、本当に小さな家族経営の農業を守っていきましょうということ、それが一番環境保護のためにいいんですよということ、世界的にもそういう方向に変わってきている。ただ、そういう中でどうも日本の農政というのが、環境保護とは言い出したんですけどもまだまだ非常に曖昧な中にあると思っておりますので、そういうのをやっぱり是非皆さん徳島県の農業がどういうふうな歴史をたどってきたのか、これを大幅に変えていく必要があるのかということをお伺いしていただきたいと思っております。

家族農業で成り立ってきた徳島県をどんどん壊して行って、大規模農業に変えてしまつて本当に成り立っていくんだらうかと、私はすごく疑問に思っております。徳島県型の農業というのを是非確立していただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

それと次に、この中に給食のことも書かれております。

県産品の給食活用による食育の推進ということも書かれているんですけども、これまでの取組で特徴的なことと申しますと、コロナ禍の中で高級食材が利用低迷しているということで、高級食材の牛肉とか阿波尾鶏とかハモとか、そういうものを学校給食に取り入れていただいたという経緯がありますけれども、それらがどれだけ給食に取り入れられてきたのか、分かっておりましたら教えていただけたらと思っております。

岸本畜産振興課長

ただいま達田委員より、コロナ下におきます学校給食への食材提供について御質問を頂きました。

学校給食への食材提供は畜産物で申し上げますと、令和2年度及び令和3年度の補正予算におきまして予算をお認めいただきまして、学校給食のほうへ提供させていただいてお

ります。具体的には、まず県産牛肉につきましては延べ数量で12.9トンで約25万9,000食分でございます。それと阿波尾鶏につきましては、これも延べ数量で約13.9トン、22万2,000食分でございます。

達田委員

おおむね子供さんたちにすごく人気があったんじゃないかなと思うんです。私の孫が給食のお世話になっておりますので、おいしかったと言って感動して帰ってきておりましたけれども、またしてよって言ってました。また今後もこういうのを続けてくれるんでしょうか。

岸本畜産振興課長

ただいま達田委員から、県産の畜産物の学校給食への食材提供を今後するのかというような御質問を頂いております。

学校給食につきましては、児童生徒の皆さん方の健全な発育のために、日々学校関係者の方々がその栄養価とかを考えながら提供されているというふうに考えております。そういった意味からも、まずは学校現場であります県の教育委員会等とも情報共有させていただきたいと思っております。

達田委員

コロナ禍の中での対策としてやられてきましたので、国からの予算もどんと来ました。そのお金も十分にあったと思うんですけれども、ここに書かれているのは県産品の給食活用による食育の推進ということですので、今までコロナ下で取り組んできた高級食材がそのまま活用されるのかなという、それはなかなかいかんのでないかなと思うんです。私はコロナが終わったとしてもやっぱりこういう給食の活用に県産食材をちゃんと使っていく、安いニンジンではなくて高いお肉を使うというのは必要だと思うんです。

それで、自分たちの郷土でどれだけすばらしい食材があるのかというのを、子供たちが知る機会は1年に何回かは必要ではないかと思うんです。食育の推進ということですから、やっぱり郷土のことや栄養価のこととかをいろいろ教えていただけたらと思うんですけれども、お肉にしる野菜にしるお米にしる、徳島県には本当にこんなすばらしい食材がたくさんあるんですよということを子供たちに知ってもらいたい機会が、給食活用して専門の先生もいらっしゃるわけですから、そこで教えていただけたらというのがすごく大事なことだと思うんです。

それで、毎日毎日いいものを食べさせてくださいという意味ではありませんが、ここにこそお金を掛けていただき、年に何回かはそういう徳島県ならではの食材を子供たちに知ってもらいたいという給食の機会を作ってもらいたいと思うんです。何回かというのは決まってないんですね、何回するかというのは分かるんですか。

七條農林水産政策課長

ただいま、県産品の給食活用に係る食育の推進についての御質問でございます。

本日部長より説明させていただきました資料2の徳島県みどりの食料システム戦略基本

計画の中に掲載を予定しております事項の御質問かと思えます。ここにつきましては、生産者の方々の御努力によりまして環境負荷低減により生産されました有機農業の有機栽培をはじめとするエシカル農産品、これらを給食あるいは企業の食堂などに提供しまして、環境負荷低減の意義ですとか、こういった活動から生まれたエシカル農産物についての価値を御理解いただくという目的でこの計画に掲載しようとするものでございます。

牛肉や阿波尾鶏とか、さきに畜産振興課長より御説明させていただきましたのは、コロナ下において農林水産部としましては、生産者サイドに在庫として滞留しておりますものの消費を喚起するというような意味合いも含めて学校等に提供させていただくとともに、県内で生産されるものの御紹介をしていただくというような食育活動に提供させていただいたもので、それぞれの施策と目的が異なりますので、この記載をもって牛肉を年何回提供するんだというような内容のものではございませんので御理解をお願いします。

達田委員

そういう環境負荷の低減ということがあるわけですから、今、県産の飼料米の栽培というのもされてきております。県産の飼料米を使って飼料として育った牛であるとか豚であるとか、そういうのができてくると思うんです。ですから、そういうお肉ならお肉、野菜なら野菜と、環境負荷の低減を目指して作ったものですよというのはできると思うんです。ですから、食品というのを丸ごと捉えて安全・安心な徳島で環境負荷の低減をした農法で作った食材ですよということを是非、給食に取り入れていただきたい。私も野菜だけとか米だけとかじゃなくて、お肉とかお魚とかを全部含めてそういうものを提供していくべきだというふうに思いますので、是非お考えいただきたいなと思います。よろしく願いをしたいと思います。これはできるはずなんですけれども、どうなんでしょうか。

七條農林水産政策課長

委員のおっしゃるとおり、環境負荷低減の取組をもってあらゆる農産品がその取組に関連してくる可能性がございますので、付加価値として評価できるようになった暁には、あらゆる場面を通じて御利用いただくようなPRをしてまいりたいと考えております。

達田委員

コロナで売れなかったから給食で使ってもらおうかという発想じゃなくて、農家の皆さんが本当に環境問題を考えながら一生懸命作ったものです、育てたものですという食材を給食に使って、そして給食から環境を学ぶという取組が徳島県としてできるように、是非お願いしたいと思います。

最後なんですけれども、この前、鳥インフルエンザのことでお尋ねいたしまして、やっぱり県民に広く鳥インフルエンザが防げるような体制をとってくださいよというお頼みをしたところなんです。その後、やっぱり子供たちとか町内の方とかが野鳥の死骸を見つけたときにこうするべきですよというような広報、そういう方策を立てていただいでるでしょうか。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま達田委員から、鳥インフルエンザに関しまして、野鳥について分かりやすく伝えていただきたいというお話がございました。

鳥インフルエンザの早期発見のためには、県民の皆様が死亡野鳥を見つけた場合は、最寄りの市町村や県に通報をお願いしてるところでございます。野鳥が死んでいても様々な原因が考えられますので、すぐに鳥インフルエンザを疑うという必要はございませんが、細菌ですとか寄生虫あるいは病気を保有してるということがありますので、念のため素手で触らないことや、もし触った場合は石けん等で消毒すること等の注意事項を県民の皆様にはホームページ等でお知らせしているところでございます。

また、児童生徒の皆様にも分かりやすく伝えていく必要があると考えておりますので、公立及び私立の学校に対しまして、教室には啓発資料の掲示でありますとか、保護者の皆様に向けましては電子メール等により啓発資料の送付をお願いしたところでございます。

さらに、児童生徒向けの啓発用のチラシを印刷しまして、できるだけ早い時期に学校を通じて児童生徒の皆さんに配付したいと考えているところでございます。今後とも様々な機会を捉えまして、児童生徒の皆さんはじめ県民の皆様への周知啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

県のホームページに非常に詳しく鳥の種類とかが載ってますよね。ただ、たくさん種類があってどれがどの鳥か分からんというか、1羽だけでも死んでたら調べないかんとか、あるいは3羽以上死んでたら調べないかんとか、死んでてももう調べなくていい鳥とかいろいろ言われてますけど、ぱっと見ても分からないんです。ですから、どうしたらいいのかというのがすぐ分かるような広報を是非していただきたいんです。

大分前になるんですけども、道端にきれいな鳥が死んでたと。それを子供たちが見つけて、何の鳥かちょっと分からないんですけども珍しいきれいな鳥だったんで、こんなきれいな鳥だからママに見せてあげるとかと言って持って帰った子供さんがいたらしいんです。それがもし別の死因だったとしても、鳥インフルというのをやっぱり疑って掛からないかと思うんですけども、全く無防備な状態になってしまったんです。

ですから、そういうことがあり得るかも分かりません。たくさんいろんな鳥が飛んできてますけれども、それがどういう種類なのかというのもよく分かりませんので、もし死亡野鳥を見つけたらこういうふうにしましょうというのが子供でも分かるような広報を、学校内でもチラシなり配っていただいて絶対に触らないようにしましょうというようなことでお知らせをしていただけたらと思います。そんなにたくさんのお金は掛からないと思うんです。

誰も彼もが県のホームページを見ますかと言ったら、必ずしもそうは言えないと思うんです。ですから、今はまだ紙媒体が一番分かりやすいと思いますので、子供たちも学校からいろんなお知らせを持って帰ってきてますでしょ。そういう形でしてくれたら一番いいと思うんです。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま達田委員から、子供たちが分かりやすくということでチラシ等についてのお話

がございました。

先ほどの繰り返しになりますけれども、児童生徒さん向けにつきましては、啓発用のチラシを作成しまして学校のほうにできるだけ早い時期に、年明けを考えておりますけれどもお届けしまして、全ての児童生徒さん宛てに配付したいと考えております。

達田委員

きれいに載せてくれてますけど、もしこれが死んでた場合にこれが何なのかというのが、どうするのかというのがぱっと見て分かりませんので、死亡野鳥がいた場合にどこへ連絡したらいいんでしょうかというのをどーんと、触らないでくださいとそれだけでいいと思うんです。そういうのをちゃんとやっていただけたらと思います。これも本当にまん延してきたら大変なことになりますので、経済的にも大変ですし農家の皆さんの大きな負担になります。ですから、是非それはきちんと行っていただきたいということを申し上げておきたいと思います。よろしく願いいたします。

仁木委員

今、達田委員の質問に対して関連で申し上げますけれども、死亡野鳥の関係で広報していただく際に一番必要なのは問合せ先であるとか通報先だと思っております。その中で種類を分けたって見たほうは子供たちも分からん。

例えば、大きい県道とかで死亡されとる犬猫がもしあった場合というのは通報する先があるの御存じですか、皆さん。あるですよ。#9910というところに電話されたら、委託を受けて管理しているところが取ってくれると。

死亡野鳥もこういった形をお願いすることができんのかと思うわけなんです。結局触ったらいけませんよ、でもそこでそのまま放っておきなさいよだったら、いつまでたっても次来た人が触ろうとしてしまうわけなんで、そこら辺をやっぱりそういう連携が図れんものかと思うんです。

今の案内の仕方が、こういう鳥だったら放っておいてくださいよという話なんか、連絡せんでいいですよという話になってるのかどうかも含めてなんですけど、その点どうするようになってるのか。この#9910にでも協力依頼できるように県も調整されたらどうかなと思うんですけれども、どうですか。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま死亡野鳥の発見した場合の問合せ先について御質問を頂きました。

死亡野鳥につきましては、鳥インフルエンザを早期発見するという事で環境省のマニュアルに従いまして検査をしているところでございます。例えば、道端に死亡野鳥があったとしてもなかなかその種類というのが分かりにくいということがございますので、環境省のマニュアルの中には検査をする鳥というのが決まっております。そういったことがございますので、まずはお問い合わせいただいたときにいろんな状況を聞き取りして分かればいいんですけれども、分からないことが多くありますので、それについては写真を送ったりしていただく中で専門家の方に見ていただきまして、これは検査する必要があるということであれば検査するという形で手続を進めていっております。

死亡野鳥につきましては、先ほど申し上げましたとおり、触らないでといったことをお知らせしてるところです。まず発見した場合には県とか市町村のほうに御連絡いただきまして、その上で検査が必要ということになれば回収に伺うということになっておりますので、触らずに連絡を頂くということをお願いできたらと考えております。

仁木委員

検査が必要でない鳥はどないしたらいいんですか。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま仁木委員から、検査が必要ない鳥の扱いについて御質問いただきました。

検査が必要でない鳥につきましては、その土地の所有者若しくは施設の管理者等の方に一般廃棄物として処分していただくようお願いしているところでございます。

仁木委員

今、大切な答弁を頂きましたけれど、その土地の管理者が県道であれば県が処分していただくということによろしいですね。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま管理者についての質問を頂きましたけれども、施設を管理されるのが県であれば県にお願いしていくところでございます。

仁木委員

今の議論で大体いろいろ分かってきたんですけれども、それであるならば県が1回報告を受けとるんですから、場所は特定していただいて検査が必要か必要でないかも含めて、やっぱりそこから差配していただかんかったら、どこかにお願いするんだったらお願いする先を設けてなかったら、我々住民は1回通報したんだからそれで分かってくれとるよねと思ってるわけですよ。そこから、じゃあここは市道だから市に言いましょとか、ここは県道だから県に言いましょかなんていうのは議員ぐらいに相談せんかったらそのさばきはないわけであって、そういうプラットフォームとして機能されてるのかどうか、そこら辺が気になるんです。

今までの過去からの答弁をずっと聞いてましたら、これ二、三年前も同じなんですけれども、それは発見した人が自分でその管理者に言うてくださいよみたいな答弁の流れでずっと来てるわけなんですよ。だから、今もそうなのか、いやいや今はこの前の議論もあったように1回通報を県が受けたら、そこから管理者である市道だったら市とか、県道だったら県とかに言うていただくようなことになってるのかどうか教えていただきたいと思うんです。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま仁木委員から、死亡野鳥を発見した場合の連絡方法について御質問いただきました。

まず、県民の皆様方から連絡がありまして、そこでどういった鳥でどこでという話とかをお聞きして、連絡先等もお聞きすることもあるんですけども、そうした中で回収する場合は回収いたしますけれども、そうでない場合につきましては、土地の所有者である方には処分していただきますようお願いいたしますし、ほかに連絡するところがあれば県のほうから連絡しているというケースがあります。

仁木委員

じゃあなつとるということで確認させてもらってよろしいですね、今のでね。なつておるんであればいいんですよ。だから、ワンストップになつてるところを、今まで私も3年前ぐらいに鳥獣の関係で死亡野鳥についても言いましたけれども、そうなるんだつたら前進しとるわけなんですよ。過去では、検査が必要ないという鳥であれば見つけた人が連絡してねという答弁だつたわけなんです。

でも、今は県のほうに通報が来たら、それはそれで死亡野鳥で検査が必要なかったとしても、しかるべきところに県のほうが連絡をして処分するという連携がワンストップで取れとるんやね。そこを確認させてください。そうでないんだつたらそうすべきと思います。そういうことにしていただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうかという質問です。

原委員長

小休します。（14時12分）

原委員長

再開します。（14時13分）

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま御質問がありました死亡野鳥に関する連絡方法ですけれども、システムというものを今作っているわけではございませんが、連絡がありました場合は、まず同定と言いまして、どういう鳥かということを確認する作業がございます。その段階で県のほうに連絡が入ってきますので、できる限り県のほうから施設管理者とか所有者のほうに連絡していきたいと、やっていきたいというふうに考えております。

仁木委員

やっていきたいと思つたという御答弁を頂きましたので、是非ともそうしていただければと思つた。これは犬猫も含めて先ほどもお話しさせていただきましたように、そういったダイヤルがあるんですよ。だから、それ専用のダイヤルを設けろという話ではなくて、例えばまだそういうシステムが出来上がつてないんであれば県のほうに来たやつを、申し訳ないけどこの#9910に県のほうから言つてお願いするとか、そういった仕組みづくりというのは必要であると思つた。

専用のダイヤルを作れというわけではありませぬので、しっかりと一括でさばけるようなシステムをちゃんと作つていただければと思つた。死亡野鳥がこの検査対象外

だからと言ってずっと放置していたら、またどんなウイルスが入ってくるかも分かりません。やっぱり媒介物ですから、そういったところをしっかりと対策を講じていただきますようお願いいたします。

先ほど来、海ごみの話もございましたけれども、海ごみの先ほどの西沢委員さんの議論の中で、最後にどういった答弁があったかというのを思い返したら、流れるには災害の部分においては市町村がというような話で終わったんですけれども、その前の答弁の内容を思い返してみたら、災害の海ごみにおいても国の補助を利用した事業ができるみたいな感じが見受けられるような御答弁だったと思うんです。できるならできるでいいと思うんですが、どういう状況なんか教えていただければと思います。

坪井生産基盤課水産基盤・国営担当室長

海ごみ等につきましては、平常時に漁港内に発生する通常のごみとかにつきましては、産業廃棄物になるものを除きまして漁業活動によって生じること等と同じように漁協に収集を依頼しまして、市町村が一般廃棄物として処理しているところでございます。

また、先ほど委員からお話ございました台風等によって発生すること等の処理につきましては、大量のごみの漂着があった場合につきましては地元漁協に協力を頂きまして、収集、陸揚げを行いまして、管理者のほうで処分施設まで運搬して、市町のほうで処理を行うような形としております。

処分につきましては、ごみ処理に係る経費につきましては管理者が対応しまして、先ほどの徳島海岸漂着物等地域対策推進事業によりまして県が運搬処理を行っているところが基本となっておりますが、ごみの量とかに応じましてケース・バイ・ケースで処理する場合がございますので、ごみの量とかに応じまして実施しているということが実情になってございます。

仁木委員

今のも若干二股で返されるような答弁なんですけれども、それであれば補助金というか国のメニューを利用して、ごみの量に応じて災害ごみであってもできるという解釈でいいんですよね。

というのは、やはり西沢委員と同じように我々も相談を受けることはあるんですけれども、基本的に災害ごみにおいては先ほど答弁いただいたような形であると認識しておるんですけれども、海ごみ対策の国のお金を利用できるのであれば、そういった形で組織形成をしたら非常に有り難い話なんです。その補助金を利用して、それで対応できるんだったらそうやってしてほしいんです。

坪井生産基盤課水産基盤・国営担当室長

先ほど仁木委員から、ごみの処理ということでございました。

説明が不足して申し訳ございませんが、先ほどの海岸漂着物、海岸に流れ着いた等のごみにつきましては先ほどの補助で処理することが可能ということに加えて、大量に災害ごみが発生した場合には、それぞれ農林水産省であるとか国交省におきまして別途、量が多い場合の事業につきましてはまた別事業等もありますので、そのあたりはごみ

の量等に応じましてどちらの事業を適用するかということで対応しているような状況でございます。

仁木委員

それでありましたら柔軟に対応いただきまして、そのメニューをしっかりと、どちらも使えんということがないようにしていただきますように、その点をお願いしておきたいと思えます。

今後は、やはり西沢委員の御質問にありました海の活性化であるとか栄養の問題でございますけれども、これは今日出している徳島県みどりの食料システム等々の基本計画と照らし合わせながらですけれども、海の活性化、浜の活性化といいますのは、近年やはり栄養塩の問題であるとか高水温化というのは否めんわけです、これは私も市議時代から10年間ずっと言い続けてる部分でございます。

やはり陸上での養殖というのも今後は非常に大事になってくるわけなんですけれども、やはり漁師が海で飯を食えなかったら、これはやっぱり国防にも関連してくるわけでありまして、やっぱり島国の日本においては、海の上で監視ができていますのはやっぱり漁師の皆さんがいてくれるからで、海で飯が食えるからこそ今の防衛費だけであっても賄いきれるというところも非常にあるわけです。ですから、漁師の本分は海で飯が食える、そういうふうな状況はやっぱり作っていかなくちゃいけないと思っております。

その中で、栄養塩の話になっていきますけれども、この栄養塩の話を水産関係担当の所管の方だけに聞いて押し付けるというのはちょっと流れが違うんじゃないかなと思っております。やはり川の流れというのは上から下に向いて行ってるわけなんです、やっぱりこの農林水産部関係の中での林業であるとか農業であるとか畜産であるとか、そういったところの皆さん方の協力がなかったらできん話だと思っているわけです。

その中で、このシステムの計画を見ますと、畜産においては窒素、リンの軽減であるとか、メタンガスの排出量の低減であるとかというところを具体化していただいとるわけなんですけれども、これはCO₂削減のバイオマスとの関係と同じような考え方ができんのかなって私は思うわけなんです。

例えば、このメタンが発生するんであればそのメタン自体を軽減させるだけではなくて、メタンを利用して発電に変える、エネルギーに変えるであるとか、そういった部分で電気生産した分だけリスクを減らしていく評価をしていってあげるとか、窒素やリンの部分もそうですけれども、やっぱり川下においては足りんようになってるわけですから、その部分をどないか違うところに転嫁できるような方策があるような計画に若干の余地を与えるべきでないかと私は思うところなんです。

例えば北海道で言いますと、メタンは電気化してその分のメタン目標を減らしとるわけなんです。だから、そういった複合的な計画というか、この計画に書き込まんでもいいから、そういう何らかの余地があるような計画にしていっていただくべきでないかと思うんです。

総合的に言いましたけれども、複合的に余地があるようなやり方の計画に、改めんでもいいからちょっと書き加えていっていただく、そして施策を生み出していっていただくということが大事になってくると思うんですけれども、その点を御質問させていただきたい

と思います。

七條農林水産政策課長

委員から、例えば生産過程において発生するメタンを素にエネルギーを生むような取組が効果があるのではないかなというようにございます。

おっしゃるとおり、今回御説明させていただいた内容は概要ということもありまして、多くは負担の軽減という項目についてお話しさせていただいたところがございます。委員お話しのように、生産過程において発生するガスを基にエネルギーを生み出すとか、あるいは森林の適正管理によってCO₂を吸収、補填するですとか、一部ありましたけれども化石燃料に頼らない木材のバイオマスを利用して暖房に使うとか、こういった農薬、肥料の削減以外にもこの環境負荷低減に資するものというのは数多くあろうかと思えます。こういった発想は当然、当初からこの計画に持っておりますので、具体的な取組ができるように検討させていただきたいと思えます。

仁木委員

業界の皆さん方ともこの部分を十分に議論していただきたいと思いますし、やっぱり先進地、畜産であれば北海道で、私は2か月前に行ってこのようなバイオマスの関係も含めてちょっと見させてもらいましたけれども、やっぱり循環ができるとように思えます。そういう循環ができていれば、先ほどありましたけれども価格転嫁だけでなく副収入を得るようなやり方も非常に多いわけですし、持続可能な農業であるとか畜産であるとか水産業というのは、やっぱりそういった観点から収益を確保していくということが非常に大事だと思っております。

ですから、この具体例を書き切ってしまったら、書き切らなきゃいけないと法律で決まるとさっき言っていましたけれども、例えばイ、ウくらいにその他とか、書き切る以外に何か余地を残していただいて、その後に研究を重ねていただきたいと思いますということを意見として申し上げておきたいと思えます。

価格転嫁それだけが解決策になり得るということではないと私は思っています。この円安と物価高の状況でいえば、価格転嫁をしてしまったら余計に物価が上がるわけですし、消費者の賃金であるとか可処分所得の中に置き換えて見れば、手が伸びないような状況も続いてくると思うわけなんです。ですから、その分の価格転嫁の補償であるとか、そしてその部分の事業をするための何か手立てとなるきっかけになるような呼び水の資金であるとかは、やはりこういった計画を作る際はそこも併せて計画していただかなければならないと思っております。また、これは国の法律に基づいてやられとるので予算メニュー、補助メニューもあるかと思えますので、先取りしてそういったものを本県においても実施していただきたいと思いますし述べさせていただきたいと思えます。

この計画の中に再三GAPの話が出てきます。私もJGAPの認証指導員の資格を持っておるわけですが、このJGAPのGAP認証を得た生産者についてのメリットというのは特に何かあるかと、お教えいただきたいと思います。簡単に結構です。

宮崎もうかるブランド推進課長

GAPにつきましてははどんどん国際化の波に乗っていっておるところでございまして、やはり一番は海外が求める規制ということで、対輸出というところでは一番重要な部分になってくると思います。ただ、国内においてはまだまだ消費者にも理解が得られてないところもございすけれども、そういったところも東京オリ・パラのGAP食材の利用例もありますので、そういったところを国民にもどんどん関心を持っていただいて広めていく必要があるんじゃないかと思っております。

仁木委員

今御答弁いただいたとおりだと私も思っております。このGAPを生産者の皆さんが初めて耳にされたのは東京オリ・パラの4年前ぐらいだと思います。オリンピックに生産物を出すため、いわゆる取引するためにはこのGAPが必要になってくるというところからの始まりで、JGAPというのが出てきたと認識しておりますけれども、これは食料安全保障の観点からしても、私は海外から輸入されてる産品額、額だけでなく物、この輸入されてる分を輸出すると、極力輸入額に輸出額を近づけるとということが食料安全保障で最も大事でないかなと思っております。

そうすると、やはり生産量というのは上がってくると思っておるわけです。それが小さい農家なのか大きい農家なのかというのは別にして、数字上はそうなっていくと思います。その中で、このGAP認証を得た方のメリットは先ほどもあったように、やっぱり輸出するときにある。国内でGAPって何ですかって今でも多分言われるところはいっぱいあって、メリットが余り感じられないと思うわけなんです。今のこの円安、物価高を見てみたら、前も言いましたけれども輸出目標がどんだけ伸びていってるのか、また今年の円安の状況がどんな状況なのかっていうのが非常に気になるわけなんです。だから、現状での輸出の額、県産品のいわゆる農産・畜産品の輸出額というのはどれぐらい伸びる見込みがあるのか、どういう状況を見込んでいるのか、ちょっとお教え願いたいと思います。

宮崎もうかるブランド推進課長

ただいま、輸出の今後の伸びということでございます。

今、令和3年度実績で農林水産物29.9億円という数字、過去最大となっておるところでございすけれども、これにつきましては、畜産のハラール牛肉とか国内でも徳島県が独占状態というようなところも利点としてはございます。こういったところが今後どうなってくるかというのはあるんですけれども、そこはやっぱり徳島県のお肉が海外で一番受けるというところはどんどん引っ張って行って、その輸出額はもうずっと右肩上がりが増えておりますので、そのまま伸ばしていきたいと思っております。

仁木委員

ハラールも含めてそうですけれども、GAP認証を受けた農産品は畜産物以外もありますよね。農協さんも一生懸命頑張られてる。GAP認証取得のために一番予算が付いてるのは農業ですから、そこら辺も含めてこの円安、物価高を逆手に取った攻めというのを前から申し上げてますけれども、そこら辺の流れが一向に見えないというのが私はちょっと危惧しとるわけなんです。普通円安だったらどんどん輸出額が伸びると。もう待ってまし

たとばかりにJGAPを取ってるところはどんどん売りさばけるんでないのと思うわけです。

これはやっぱり前から言いよるようにバイヤー頼みになってるとというのが、悪いことじゃないですよ。バイヤーが糸口を開けるために非常に大事なんですけれども、輸出を増やしていくためには、やっぱりもうちょっと海外輸出戦略を積極的なものになるように開発して行っていただきたいと思うんです。今までのバイヤー頼みではない、何か一步先に踏み込んでいただきたいと思うんですけれども、その点の意気込みをお聞かせいただきたいと思います。

宮崎もうかるブランド推進課長

御提言いただいたところでございます。

すぐにというところは今のところないですけれども、この年明けにも海外で展示会がフランスとUAEでございます。そういったところでもGAP食材をしっかりと売り込んでいけるように、また今後の計画にも反映できるような形で取り組みたいと考えております。

仁木委員

円安がどうなっているか分からん状況なんですけれども、必ず波があって必ずまた輸出が伸びるとき、また円高になって輸出が伸び悩むときとあると思う。でも、常在戦場、常に輸出するときが一番もうけられるようなつながりづくり、仕組みづくりはやっぱり本県の農林水産関係を所管する皆様方におかれましても常に開発意識を持って、目標を持っていただきたいということをお願いしときたいと思います。

あと2点です。富士そばのお話が梶原委員からありましたけれども、富士そばのかき揚げですね、私は先月に出張に行っていて新橋で下りて、富士そばがあるんで見たらやっとなんです。以前のスタチは予算がぼんと付いたじゃないですか。今回のなると金時のイモとアオサのかき揚げはどれぐらいの予算で、食数がどれぐらいで計算して支援されとったんか、ちょっと教えていただければと思います。大体で結構です。

宮崎もうかるブランド推進課長

まず、数量的なものから述べさせていただきますと、以前のスタチにおきましてはおおよそ3万3,000食販売されたところでございます。今回は11月から、なると金時とすじ青のりのかき揚げを提供しておりますけれども、こちらは約8万食、売り切れるまでやるということで、年内までいくのではないかと考えております。

金額的な補助といたしましては、スタチと今回のかき揚げは合わせて食材の2分の1の負担は県のほうで持っている状況でございます。おおよその額ですけれども、スタチのほう約200万円、かき揚げのほう400万円を超える数字になるのではないかと考えております。

仁木委員

2分の1と聞いて納得したんですけれども、何かといいましたら、実は富士そばのかき

揚げって2種類あるんです。通常のグランドメニューが普通の天ぷらそばのかき揚げと紅ショウガ天そばのかき揚げの二つなんです。両方とも490円なんです。今回のかき揚げそばを見に富士そばに入ったんですけど、実はかき揚げを食わなかったんです。これは何でかといったら、実は60円高かったわけなんです。

けちやなって思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、税金が入って支援しとる割に手がちゃんと届かないというか。ほかのかき揚げで紅ショウガもまあまあ原価高いと思いますよ。ですから、どうせするんであればそういった形で、グランドメニューの価格に合わせられるぐらいに補助を出したほうがいいかなと。消費者目線で言えばですよ。ようけ手に取ってほしいのであれば、そうやって価格を一緒にするぐらいの御支援をされるべきでないかなと思いますので、その点をちょっと今後もされるんだったら御検討いただければと思います。

わかめそばで言いましたら440円、これが鳴門のワカメでもいいわけじゃないですか。御支援されたら400円でわかめそばが食べれるかもしれん。そういった形で、消費者目線で立ち返っていただきましたら、やっぱり価格のところは見てしまいますから、財布事情も含めて。ですから、そういったところを踏まえた上で、事業はやっぱり進めていっていただきたいということを申し添えておきたいと思います。

最後の前に1点申し上げますけれども、前回、電気代の高騰に対する御支援がありました。おおむね私もこれはごっつい必要なことであって、おおむねというかもう全体的にいい話なんですけれども、その改良区に入ったらいけるんですよ。だから、改良区に入っていない方々へそういった情報提供をしないと、改良区で止まってしまうような気がするわけなんです。改良区さんから改良区に入っていない人に案内せえって言ったって、こんなものは無理なわけであって、そういうのはやっぱり事業をお作りになられた県が入られていないところにもそういう情報を提供できるように努力していただきたいと思うんですけれども、この点はいかがかなと思います。

太田農山漁村振興課長

ただいま、土地改良区に対する電気料金の支援について御質問を頂きました。

事前委員会でも御説明させていただいたんですけれども、今回の支援に限ってみましては、土地改良施設を管理していただいております土地改良区に対する支援ということで、先週の本会議での採択を受けまして早速、土地改良区に対する説明会のほうに入っておるところでございます。

今回の支援につきましては支払済みの電気料金ということになりますので、今、土地改良区で管理されている施設に限定する形になってまいります。そういうことで、この案内については土地改良区を対象ということで御理解を頂ければと考えております。

仁木委員

今後は、もしそういうような事業があるんであれば知らなかったわとなるのが一番我々は嫌でして、ですから若干のお気遣いを頂きながら、そういったところも考えていただきながら立案を頂ければということをお願いしておきたいと思います。

最後です。和歌山知事選挙がございました。新しい知事さんが誕生されたわけでありま

すけれども、以前この委員会で私は、いわゆる和歌・徳の話を出させていただいたわけです。この和歌・徳の状況、境界線というのはずっと過去から問題というか議論があったり、いろいろ見解の相違が県同士でもあるわけでありまして。知事さんが代わられた上で、本県としてもこの問題に対してどのように臨んでいくのかというのは、やっぱり今の時期に確認することが必要でないかなど、新しい知事さんになられたということで。ですから、その後そういった和歌・徳の問題について、また知事さんが代わられた後、今後どういしていくのかということをお答えする範囲で結構ですので、その点をお伺いできればと思います。

池脇漁業調整課長

ただいま仁木委員から、和歌・徳問題についての御質問がありました。

このことにつきましては、実は和歌山県の選挙前なんですけれども、先月に水産庁そして和歌山県、徳島県との行政間協議を行っておりました。そのときはいろいろとこちらの主張をお伝えしたんですけれども、残念ながらこれまでの状況のまま、相手の気持ちを変えるという状況にはなりませんでした。

また、年が変わりまして1月、2月頃にちょうどそういった過去に漁業問題に発展しやすい時期が来ますので、また同じように行政間協議を水産庁指導の下で行うというふうになっております。そのときに、またそういったところでいろいろと探りを入れて、今後の戦略を考えていきたいと考えております。

仁木委員

以前にこの質問の際にも申し上げましたけれども、やっぱりこの問題というのは非常に大切なことであります。やっぱり本県の水産業、漁師にとっても非常に大事なことでありますから、委員会にもどういった状況で進んだかとか、どういったことを新しく行ったかというのは報告していただきたいですという要望を以前もさせていただきました。

1か月、2か月ぐらい前に御協議されとることは我々も報告を受けてないので、やっぱりそういったところはしっかりと報告していただければということをお願い申し上げまして、私からの質問を閉じさせていただきます。

原委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

農林水産部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

た。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第2号，議案第25号，議案第26号

以上で，農林水産部関係の審査を終わります。

これをもって，本日の経済委員会を閉会いたします。（14時45分）